

第2編 ベトナム経済発展への考察

第1章 ベトナムの WTO 加盟後の工業化と外国直接投資

：日本の中小企業の対越投資を考えて

はじめに

ベトナムは、近年の経済成長が年平均8%、貧困人口比率も着実に低下してきている。しかし、一方、人口規模が8400万人(2005年)で、農村に余剰労働力が多く存在しているし、都市部にも潜在的失業者が少なくない。このため、ベトナムの現段階の課題は労働力を活用する工業化を一層推進していくことである。この工業化はどのような地域環境・国際環境の中で展開していかなければならないだろうか。その環境が地域化(regionalization)とグローバル化(globalization)として特徴付けられる。ベトナムをめぐる地域化は、ASEAN自由貿易地域(AFTA)、中国・ASEAN自由貿易協定(FTA)を中心に展開しており、グローバル化はその地域化に越米通商協定の実施やWTO加盟を加えるものである。特に、WTO加盟(2006年11月承認、2007年1月発効)の効果が注目されている。

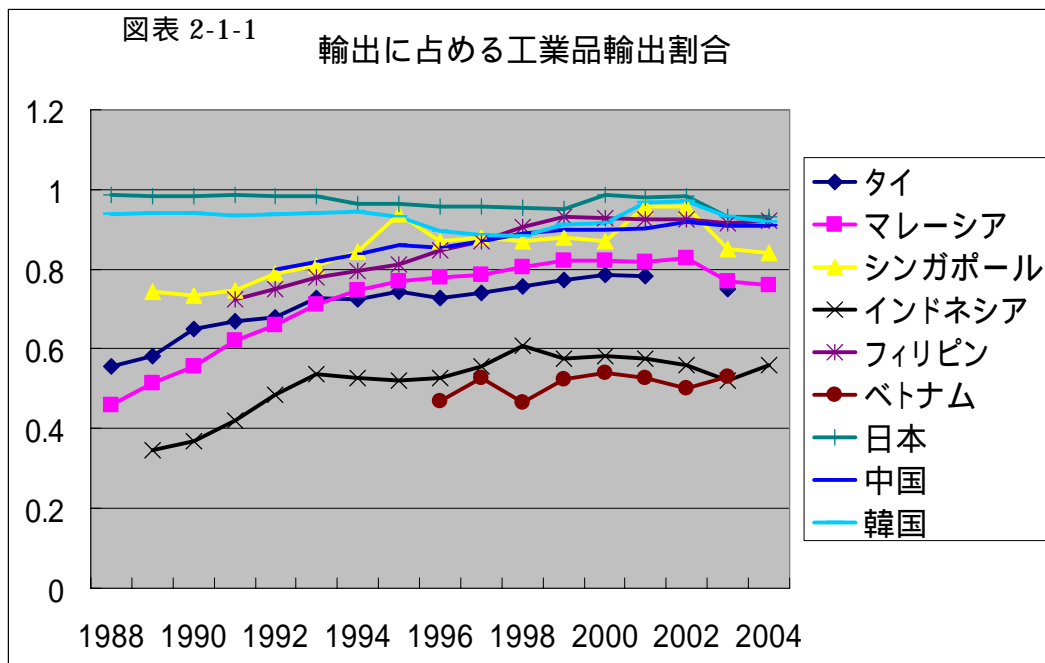
AFTAはベトナムにとって2006年が関税率削減目標の完全実施の年である。中国・ASEANのFTAは2005年7月から実施を開始し、2015年まで完了することになっている。越米通商協定は2001年に発効され、段階的に実施しつつある。これらの貿易自由化に加えてWTO加盟でベトナム経済の国際化が強まっていくのである。国際化は外国市場への参入が容易になるという機会がある一方、国内市場が保護できなくなるという挑戦も避けられない。ベトナムは市場機会を活用するために、また挑戦に効果的に対応するために、産業の国際競争力を強化しなければならない。産業の国際競争力の近道は外国直接投資(FDI)の着実な導入である。特にものづくりが得意な日本企業からのFDIの役割が大きい。

本章では、WTO加盟後のベトナムの工業発展と日本のFDIとの関係を中心に論じたい。以下、第1節は東アジア地域においてベトナムの工業を位置づけ、比較的視点からベトナムの工業発展の現状を明らかにする。第2節は工業発展の課題の中で裾野産業の未発達に特に指摘されてきているので、ホンダベトナムの活動をフォローしてこの問題の推移と現状を考察する。第3節はWTO加盟に伴うベトナムの工業発展がどう変わるかを吟味する。第4節は、ベトナムの潜在的比較優位産業は何かを試論した上、今後の日本の中小企業の対越直接投資を展望してみる。最後に主要な結論をまとめる。

1.東アジアの工業地図からみたベトナムの工業発展の現状

過去約35年間にわたって東アジアの工業化は急速に進展してきた。特に80年代から日本や韓国、台湾などの新興工業地域に加えてASEAN諸国や中国も工業品の輸出に本格的に参加した。現在、各国の輸出の工業化率(総輸出に占める工業品の比率)

は 80%以上になっている（図表 2-1-1）。これに対して、ベトナムの工業化はまだ初期段階にあり、輸出の工業化率がようやく 50%を超えるようになった。



東アジア各国の輸出の工業化率が高まっただけでなく、工業品の輸出構造も高度化してきた。特に機械各種のシェアが大きくなっている。2002年にそのシェアはタイの45%、マレーシアの60%、中国でも40%に上っている。ベトナムは図表 2-1-2にあるように輸出はアパレル、履物など労働集約的軽工業品が中心であり、機械のシェアは8%に過ぎない。機械関連産業は、多数の部品、多数の工程を持っているので企業内分業と各国間の産業内分業が進展することを特徴づけられるのである。また、多部品・多工程であるのでその産業発展は裾野産業の形成・拡大が不可欠である。そのため、中小企業の発展が重要な産業でもある。

図表 2-1-2 ベトナムの輸出構造 (%)

	SITC code	1998	2002	2003
1. 農産物		31.1	21.3	19.2
1a. 食品	(0,1,4,22)	29.5	19.2	17.0
1b. 農産原料	(21,23-26,29, 除く 266)	0.0	0.0	0.0
		1.6	2.1	2.2
2. 鉱物		16.0	21.9	20.1
2a. 原料	(27,28)	0.3	0.3	0.4
2b. 燃料	(3)	15.5	21.4	19.5
2c. 金属	(68)	0.2	0.1	0.2
3. 工業		52.9	56.9	60.7
3a. 重工業		1.0	1.1	1.6
3a1. 鉄	(67)	0.1	0.1	0.3
3a2. 石油化学	(5)	0.9	1.0	1.4
3b. 機械		8.1	7.5	8.3
3b1. 発電機	(71)	0.3	0.7	0.6
3b2. 工作機械	(72,74)	0.4	1.1	1.2
3b3. 情報機器	(75,76)	1.0	1.2	1.8
3b4. 電気・電子	(77)	6.0	3.8	3.6
3b5. 輸送機械	(78,79)	0.4	0.8	1.2
3c. 軽工業		43.9	48.2	50.7
3c1. 繊維、アパレル	(65,84)	16.3	17.2	21.1
3c2. 履物	(85)	17.9	18.8	16.9
3c3. 家具など木製品	(82)	2.3	3.8	4.5
3c4. 旅行用品	(83)	2.3	2.0	1.9
3c5. その他	(266,61-64,66,8,931 除く 82-85)	0.0	0.0	0.0
		5.1	6.4	6.3
輸出総額		100.0	100.0	100.0

注: 1998 と 2002 年は貿易相手国の輸入データを使用する。

CIF と FOB の差は 10% で換算。

資料: 1998 と 2002 は、国連の貿易統計より

2004 年はベトナムの CIEM のデータより計算。

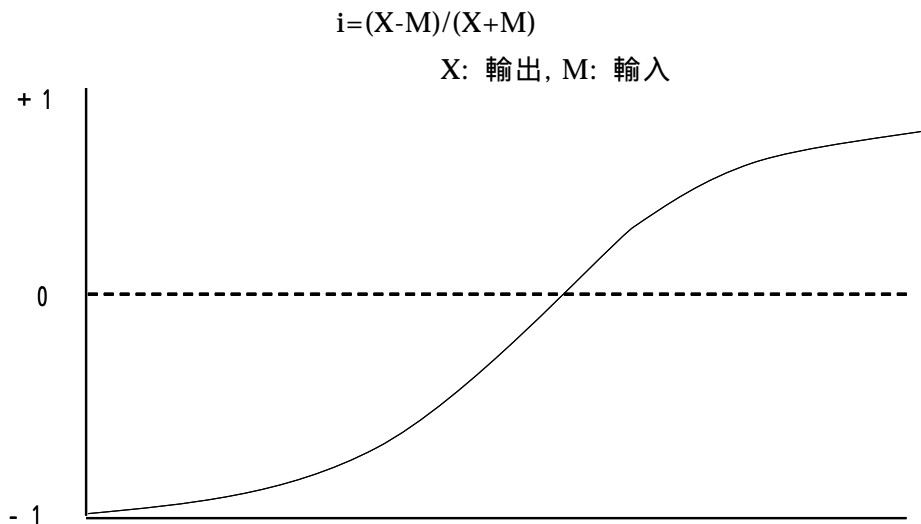
ここで産業別国際競争力指数を計算し、東アジアの分業パターンとベトナムの位置づけをみてみよう。¹ ある国のある産業の国際競争力は国際競争力指数 (i) で示され、i は次の式で計算される。

¹ ここでは計算の方法と結果を要約する。詳細はトラン〔2006〕を参照。80年代に遡るトレンドについてトラン(1999)を参照。

$$i = (X - M) / (X + M)$$

ただし、X と M はそれぞれ特定産業（商品）の輸出と輸入である。後発国の多くの場合、近代産業は輸入で国内市場ができて、その後のプロセスは、輸入代替そして輸出の各段階を経過することである。これは、産業の雁行形態的發展にほかならない。このプロセスにおいて産業の国際競争力の変化を反映して i はマイナス 1（輸出がゼロで、輸入による産業導入期）からゼロ（輸出と輸入がほぼ同様な水準で、輸入代替が完了する時期）を経てプラス 1（輸入が非常に少なくなり、輸出が拡大する段階）に向かって変化すると考えられる。図表 2-1-3 は国際競争力指数の変化、すなわち産業発展のプロセスを描いたものである。

図表 2-1-3 産業の国際競争力指数



次に東アジア貿易の主流を占めている各種機械関連工業の国別国際競争力指数を考察し、ベトナムの国際競争力を他の国と比較しながらみてみよう。機械関連産業を3つのタイプに分けて考察できる。

まず、規模経済性の高い自動車（乗用車、貨物自動車）の場合は高度な技術集約的産業として特徴づけられるタイプで、日本、韓国が圧倒的強さを示し、それを追い上げているのは現在のところタイだけである。そのタイプの産業の特性から見て参入障壁が高い。タイは比較的早い時期から参入し、しかも日本企業の直接投資にほぼ全面的に依存したので国際競争力が強化できたであろう。この産業においてベトナムは輸入代替の初期段階にあることが示され、今後、国内市場の拡大に伴う国内生産も拡大していくであろう。

第2タイプは技術的に標準化され、移転が容易な家電やパソコンなどである。東

アジア後発国のキャッチアップが急速に展開し、ほとんどの国の国際競争力指数がプラスで、しかも1に近づいている。また、日本をはじめとする先進国、韓国などの先発国の国際競争力指数が低下してきている。ただ、一方、中国のキャッチアップが急速になるだけでなく、生産・輸出規模も大きいので他の後発国の追い上げがなかなか進まなかった。最後発国のベトナムの追い上げがどれだけできるか注目されている。

第3タイプは部品産業である。裾野の広い産業で、多様な要素集約度を持っている分野であるので、発展段階の異なる国々の間に産業内分業が展開している。しかし、部品の種類によって分業構造の展開状況も異なっているようである。種類が多く、技術集約的製品が多い自動車部品の場合、東アジア後発国が追い上げてきても完全な輸入代替に達していない。日本などの先進国からの部品輸入がまだ多いことが示唆されている。これに対してコンピューター部品の場合、ほとんどの国が強い競争力を背景に活発に輸出している。中国もその国の1つである。しかし、ベトナムではコンピューター部品の輸入代替は進んでいるが、自動車部品の国際競争力が弱い。

なお、裾野の広い自動車部品の生産が各国に広まり（日本などはまだ強いが、他の多くの国の国際競争力がゼロに向かって動いており）地域全体の生産ネットワークを形成している。規模経済性の小さいコンピューター部品の場合、後発国への移植過程が早まり、ほとんどの国の国際競争力が強い。

要するに、東アジア地域において機械産業を中心に分業が活発に展開しているが、ベトナムはまだ輸入代替の初期段階にあることが分かった。ベトナムと他の東アジア諸国との工業発展段階の差が浮かび上がっているのである。

2. 中小企業から見たベトナム工業の現状：裾野産業の発展

一般的特徴

ベトナムの投資環境の問題点としてよく指摘されたのは、裾野産業が未発達で、部品などの輸入に大きく依存しなければならないことである。例えば、2005年7月9日に実施された日本企業に対する国際協力銀行(JBIC)のアンケート調査の結果(2005年11月発表)によると、ベトナムが将来有望な投資先として中国、インドとタイに次ぐ第4位にランクされ、日本企業の関心を集めているが、ベトナムの課題として「地場裾野産業が未発達」が「インフラが未整備」、「法制が未整備」と「法制の運用が不透明」に次ぐ多くの意見(回答)が寄せられたのである。因みに、「地場裾野産業が未発達」を指摘した企業数は、回答企業の27.7%を占めている。同様な比率は中国9.5%、インド18.1%、タイ9.8%と対照的である。その比率は有望投資先第8位のインドネシアでも10.3%だけである。なお、JBICの最新(2006年11月発表)の調査ではベトナムがタイを抜いて3番目の有望な投資市場になったが、課題として「インフラの未整備」、「法制の運用の不透明」、「法制が未整備」、「管理職クラスの人

材確保が困難」について「地場裾野産業が未発達」が5番目にランクされ、前年より課題の重要度が相対的に低下したが、他の国と比べて依然として高い。

裾野産業が発達していないのは、供給側と需要側に問題があるほか、育成政策が欠如で政策の頻繁な変更による市場のリスクがあったためである。政策要因について後述のホンダベトナム（二輪車）のケースで考察し、ここで供給と需要サイドの問題を述べる。

供給側には国営企業は完成品・組み立て段階を指向する傾向があり、部品生産に関心がなかったという指摘がある。² 部品は中間財であるので製品と比べて生産企業の存在が見えにくいから国営企業が関心しないといわれている。一方、民間企業は2000年まで法的制約が強くて許認可行政が複雑であったので、発展が遅れていた。一方、需要側の要因として自動車、家電、コンピューターなどの消費財市場がまだ小さいので部品需要も少ないため、規模経済性の点で生産・供給のコストが高い。また、部品関税が高かった（40-50%）ので完成品価格が高くて国内市場の発展が妨げられた。

今後、WTO加盟などにより、部品関税が撤廃されるか、大幅に切り下げられるし、高い経済成長・所得増加に伴って家電、電子製品、通信関連商品の需要が増加すると考えられる。³ この点に加えて、今後の民間企業の本格的発展、外国直接投資の増加も期待できるので現在未発達の裾野産業は今後、急速に発展する可能性が高くなるであろう。

3.機械関連の裾野産業の発展状況；ホンダベトナムの現地調達を考察して

1990年代初頭までベトナムの二輪車市場が小さく、その成長率も低かった。しかし、経済の安定・高度成長への転換に伴って所得水準が着実に上昇したので90年代半ばから二輪車市場が急速に成長してきた。80年代に二輪車（新車）が旧ソ連・東欧諸国から輸入したが、1989年から97年まで国営貿易会社が日本から中古二輪車を輸入・販売した。90年代末から本格的輸入代替を進めるために新車も中古二輪車の輸入も禁止された。実際に90年前後から中古二輪車の輸入と同時に国内企業が部品を輸入し、組立事業も開始した。しかし、国内生産が増加したのは、外国企業が本格的に直接投資を展開した90年代半ば以降である。2002年6月まで二輪車の組立メーカーが52社に上り、うち7社が外資系企業である。外資系企業の中でブランドネーム、技術力、マーケティング能力などが抜群なホンダの動きが注目された。ホンダは、マ

² *Thoi bao kinh te Saigon*, 2006年10月5日による。

³ 市場調査機関であるGfk Asiaの予測によると、ベトナムの家電・情報機器・通信機器の市場規模は2006年に24億ドル、2007年に30億ドルに上る。また、ベトナムの郵政通信省の予測では2010年の通信機器・情報機器の市場規模は50億ドルに達するであろう。*Thoi bao kinh te Saigon*, 2006年10月5日による。

マーケットシェアの急速な拡大で生産開始後15ヶ月で利潤を上げることができた。しかし、タイでのホンダ製二輪車と比べてベトナムでのホンダ製の価格が倍近く高かった。タイと比べてベトナムでのホンダは強い市場支配力がある一方、小さい市場規模、高い償却費による高い生産コストに直面したためであろう。しかし、強い市場支配力を背景にホンダがコストダウン努力を怠ったことも指摘できる。後述のように中国からの安い二輪車がベトナムに大量に輸入されると、それに対抗するために低価格の二輪車を開発したのである。高い価格で販売し、高い利潤率を享受できるホンダは早くもベトナムの世論や消費者の批判を受けるようになった。この背景で現地企業が中国から安価な部品を輸入し、安い価格の二輪車を生産・供給した。これらの二輪車の販売先は農村を中心とする低所得者であるが、ホンダのマーケットシェアを侵食できるようになった。これに対抗してホンダも新しいモデルを開発し、中国の部品を使って低価格の二輪車を供給した。

一方、ベトナム政府は1998年に部品の現地化を促進するために新しい政策を発表した。これによると、組立企業各社においてその部品の現地化率によって適用される輸入部品の関税率も違う。つまり、現地化率が高い企業ほどその企業が輸入した部品に適用される関税率が低くなる。2000年に入ってから、二輪車の供給の急増に伴って交通事故も増加し、社会問題化してきた。このため、政府は新規供給二輪車数の上限を設け、年間150万台にし(前年は約200万台)、各組立企業に割り当てたのである。そのうちの60万台を割り当てられた外資系企業の実際の生産計画台数はそれを遥かに超えており、政策が急に变化したので政府を批判した。最大の組立メーカーであるホンダは輸入を許可された部品が2000年8月に底切れになったので9月から操業を停止した。この決定がベトナム内外に大きく報道され、投資環境の悪化を示す象徴的なものになってしまった。政府は慌てて18万5000台に相当する部品の輸入許可を追加し、うち11万台をホンダの分にした。この事実は時事問題であるが、当時のベトナム政策当局の市場経済への理解不足を露呈してしまったものとして注目できるのである。

ベトナムの政策の急激で頻繁な変化が二輪車産業の投資環境の不安定・不確実性を高めた。このような政策も裾野産業の発展を妨げた。なぜなら、組立産業の着実な発展が展望できない状況の下ではそれに部品を供給するための投資が困難になるからである。次にその点も含めて、二輪車部品産業の実態、組立外資系企業と部品供給国内企業との関係を考察してみよう。

2002年末に、部品メーカーが110社で、組立メーカー52社(うち7社が外資系企業)に供給している。全体に関する体系的情報・資料が不足であるため、以下は業界最大手であるホンダの事例を考察することにしよう。⁴

⁴ ホンダベトナムは、日本のホンダの出資42%、アジアホンダ28%とベトナム国有

図表 2-1-4 が示しているようにホンダの現地調達率ははじめから高く、しかも急速に上昇してきた。現地調達率が投資認可時の登録による計画よりも高かったことも特徴的である。二輪車産業に適用された規制によると、外資系企業が操業開始年に使用部品などの原材料・中間財の少なくとも 10% に相当する現地調達が義務付けられる。そして 6 年目にこの現地調達率が少なくとも 60% に引上げられなければならないのである。ホンダの実績がそれらをかなり超えた理由は何か。

ホンダの積極的現地化政策はベトナムでの二輪車生産拡大の可能性(市場全体の拡大と自社のシェア拡大)を予想し、それに合わせて部品供給体制を整備したためである。ホンダベトナムの生産は 2001 年に生産能力が 40 万台であったが、中国製の二輪車の強い攻勢に晒されて 17 万台しか生産を実現できなかった。上述のように、ホンダの対抗として 2002 年に新しい戦略で低価格二輪車の生産に転換し、生産量を倍以上に、市場シェアも 10% 前後から一気に 20% 前後へ、そして 30% 台、50% まで着々と拡大してきた(図表 2-1-4)。この背景でホンダが 2002 年から生産能力を 60 万台まで拡大する計画を決定した(しかし、上述のような政策変更で生産が 2002 年に 39 万台に止まった)。ホンダの積極的現地調達は生産拡大の可能性を背景にしたのである。

図表2-1-4 ホンダベトナムの生産と現地化の状況

年	ホンダベトナムの生産		現地化比率 (%)	部品供給企業数 (社)	
	(千台)	市場規模に 占めるシェア (%)		合計	うち 現地企業
1998	60	16	44 (12)	16	5
1999	90	16	52 (17)	19	5
2000	160	10	52 (29)	19	8
2001	170	8	53 (44)	28	10
2002	390	19	66 (52)	31	11
2003	420	33	80 (71)	41	13
2004	520	36	85	43	na
2005	820	50	86	48	na
2006	810	34	88	53	18

注) ()にある数字はFDI申請時の登録の比率。

資料) 2003年まで:筆者の現地調査データから作成。2004年から:中小企業基盤整備機構の福島章雄氏のヒアリング(ホンダ・ベトナム)による。

企業VEAM30%の合弁会社として 1996 年 3 月に認可され、97 年に操業を開始した。

しかし、急速に進展したにも拘わらずホンダの部品の現地化は現地企業とのリンケージが極めて弱いことを示している。現地調達には3つのルートがあり、ホンダの工場内部品生産（A）、他の外資系企業からの供給（B）と現地企業からの供給（C）であるが、ホンダはほとんどAとBルートに依存している。Aはエンジンなど技術集約的部品が中心である。2002年にホンダベトナムの工場内に6つの生産ラインがあり、必要なエンジンの30%を供給している（残る70%は日本などからの輸入）。Bルートは2003年に外資系企業28社が形成されている。われわれが関心を持っているCルートについては2003年末、現地企業13社、2006年末に18社しかホンダへの部品供給に参加していない。筆者のフィールド調査結果によると、ホンダが国有企業を中心に100社以上の現地企業を審査し、技術移転を実現すれば品質が良い部品を供給できる潜在的競争力のある企業を抽出した。その結果、合格・採用になった企業数が図表2-1-4の右端の欄に示されている。これによると、1998年にホンダに部品を供給できる企業数が5社しかなかった。その後、採用された企業が増加してきたが、2006年末になっても18社しかなかった。1998年と比べて8年間に13社しか増加しなかったのである。この数は少なすぎるといわざるを得ない。因みにタイでのホンダの年産能力は100万台で、ベトナムでのホンダの約2倍であるが、部品供給の現地企業数が100社以上に上っている。タイでのホンダ事業の歴史が長いことため単純比較できないが、ホンダと現地企業とのリンケージに関する両国の差が非常に大きいことが示されているのである。

要するに、二輪車産業において外資系企業と現地企業との垂直的リンケージが極めて弱く、FDIから現地経済への波及効果が限られていると言える。国有企業が全体として非効率で、裾野産業も未発達であるためである。

ホンダの現地調達の変化をみる限り、少しずつ改善してきているが、全体としてベトナムの裾野産業が低発達である。今後、裾野産業の発展の可能性はあるか。外国の中小企業の対越直接投資が増加すれば、その可能性を高めるであろう。次にWTO加盟後の環境の下での外国直接投資の動向をみてみよう。

4.WTO加盟後の工業発展

ベトナムはWTOが誕生した1995年にこの組織への加盟を申請した。WTOメンバー国の中で26カ国がベトナムとの2国間交渉を要求したが、2006年半ばまでこれらの交渉が終了し、妥結をした。最終的に同年11月7日にベトナムが正式にWTOの150番目のメンバーになった（2007年1月11日発効）。⁵

⁵ なお、2006年12月19日にアメリカ議会がベトナムに対して恒久的正常貿易関係

WTO 加盟はベトナムの今後の工業発展にとっての意味が何か、どのようなインパクトを与えていくであろうか。これらの問題についてベトナムの輸出への効果と市場開放による輸入及び国内生産への効果を考えることができる。

まず、市場開放に関するコミットメントを要約しておこう。⁶

加盟に伴って平均関税率が現行の 17.4% から段階的に 13.4% へと削減される。この削減は加盟直後に実現される商品もあるが、大部分は 3 年から 12 年の間に実施される（最も多いのは 5 年）。工業品だけをみると、平均関税率は現行の 16.8% から 12.6% へと削減される（農産品は 23.5% から 20.9% へ）。もちろん、工業品によって現行の関税率も異なるし、削減幅も様々である。その中でいくつかのグループの工業品をみてみよう。

第 1 グループは、アパレル、履物、旅行用品など労働集約的工業品で現在ベトナムが比較優位を持っているものである。削減幅が大きいのが、現行関税率が高いので中国などからの輸入品に対抗できるであろう。アパレルなど衣類関連製品の場合、現行関税率 48.7% から WTO 加盟による最終税率 19.9% へと削減される。履物やサンダルなどは 45% から 27% へ、皮革製品や旅行用品などは 34.6% から 22.3% へ、家具などの木製品は 29.8% から 18.3% へと、それぞれ削減されることになっている。

第 2 グループは、エアコンやテレビなどの家電製品で、削減幅が 10 パーセントポイント以上であるが、削減後 25% 以上の関税水準を維持するので輸入からの保護がまだ可能である。

第 3 グループは輸送機械で、現行関税率が極めて高いので削減幅が大きいのが、まだ高い水準が維持できる。例えば、乗用車は現行 74.4% から 58.7% へ、二輪車のそれぞれは 100% と 72.2% である。

一方、ベトナムは輸出補助金や輸入代替補助金とも段階的に廃止しなければならない。特に繊維・衣類に関する補助金は WTO 加盟の時点で撤廃される。ただし、研究開発など経済・産業全体に関する補助金が認められる。なお、WTO 加盟に伴って貿易関連投資措置（TRIM）の条項があるので外資系企業に対する輸出義務、国内調達義務などをつけてはいけなくなる。国内製の部品、中間財などは輸入品の競合にさらされ、国際競争力の強化に迫られるのである。

(Permanent Normal Trade Relations (PNTR)条項を与えることを決定した。これにより、アメリカはベトナムに対して無条件に最恵国待遇(unconditional MFN)を与えることになったのである。2001年12月10日に締結した越米通商協定では正常貿易関係が与えられたが、「恒常的」への格上げが課題であった。WTO加盟と共に世界最大の市場であるアメリカからPNTRを受けられたことはベトナムにとっての意味が大きい。

⁶ WTO加盟を特集した *Thoi bao kinh te Saigon* (ベトナム語経済有力誌) 2006年11月9日やWorld Bank (2006)などを参考した。なお、ここでは工業品に関するコミットメントに限って要約する。サービス部門などについて例えばWorld Bank (2006)を参照。

全体として、関税率の削減計画が緩やかで、段階的に行われるので WTO 加盟による輸入圧力が弱く、国内生産の大幅な調整も生じないであろう。一方、アメリカなどの外国市場へのアクセスが容易になるので輸出が大幅に拡大できるであろう。この点は、越米通商協定が締結された 2001 年以降、ベトナムの対米輸出が急速に拡大した効果と同様である。

機械関連産業の場合、TRIM 条項で外資系企業に対する現地調達を義務付けられなくなるので、最初の段階に部品などの輸入が拡大するであろう。しかし、それが完成品のコスト削減に繋がり、製品の国際競争力が強化できる。結果として完成品の輸出と国内生産の増加がもたらされ、部品などの需要が拡大する。このメカニズムは、裾野産業の発展を誘発し、輸入を代替していく。国内調達が可能になれば輸送費や納期リスクで企業が部品の輸入よりも国内調達率を引き上げていくであろう。その意味で WTO 加盟がベトナムの裾野産業の発展を促進していくと考えられる。

5.ベトナムの工業発展の方向と日本中小企業の直接投資

(1)ベトナムの潜在的比較優位産業は何か

以上のように、WTO 加盟は、ベトナムにとって挑戦よりも市場の機会をもたらすといえる。挑戦は WTO 加盟よりもむしろ AFTA や ASEAN 中国の自由貿易協定(FTA)である。これらの地域的協力の方が関税率削減幅が大きいからである。このような地域主義と WTO 加盟とを合わせて考えるとこれからのベトナムの工業発展は市場拡大の機会を享受するとともに挑戦も受けるのである。ベトナムの課題として、現在の比較優位産業を強化し、潜在的比較優位産業を顕在化していかなければならない。特にベトナムの最も豊富な要素である労働力を生かして付加価値の増加戦略を進めていく必要がある。ベトナムは人口規模が大きい国であるので、外国資本・技術・経営ノウハウの適切な導入で多くの工業が同時に発展することができる。しかし、それでも中期的には様々な労働集約的工業がベトナムの比較優位である。筆者の考え方では工業（製造業）部門が 5 つのグループに分けられる。

- A. 主として非熟練労働集約的工業：アパレル、履物など。
- B. 多様性のある労働集約的工業（部品、工程、製品によって労働も熟練労働や知的労働もある）：家電製品・部品、電子機械・部品。二輪車・部品など。
- C. 労働集約的農林水産物加工：加工食品・飲料、木材製品など。
- D. 資源集約・資本集約的工業：鉄鋼、石油化学など。
- E. 主として技術集約的工業：自動車、パソコンなど。

この中で当面と中期的視野ではベトナムは A,B,C に比較優位を持っていると考えられる。世界市場では A と B において中国が急速に追い上げている。C においてタイなどの ASEAN 先発国が優位性を持っている。しかし、ベトナムは労働コストと生産性を

考慮に入れた能率賃金では潜在的比較優位を発揮できるので適切な発展戦略と外国直接投資(FDI)の賢明な利用政策があれば十分競争できる。少なくとも中国(とASEAN先発国)との水平分業・産業内分業が実現できる。また、Eは要素集約度が異なる多工程・多部品があるので多国籍企業がアジアでの生産ネットワークを構築しているためベトナムは自国の要素賦存状況によってその分業に参加できるはずである。貿易自由化計画にそって適切な政策でそれらの潜在的比較優位分野を顕在化していけば貿易構造が高度化できるであろう。⁷

BとEグループの機械関係産業が上述のように現在東アジア各国の比較優位分野であると同時にベトナムの潜在的比較優位でもあるといえる。ベトナムの将来についての多国籍企業の評価がそのことを示唆している。例えば、日本企業にとっての今後の有望な投資市場に関する2005年のJBICの調査結果はベトナムが4位にランクされたことを示したが、詳細にみると、2つの興味深い点が発見できる。第1は、日本の電気・電子関連企業だけの回答をみると、ベトナムは2位にランクされることである。既にベトナムで投資している二輪車、自動車、情報機器・同部品の日系企業もベトナムの労働力の質を高く評価しているのである。⁸ 第2は、日本の中小企業だけの回答をみると、ベトナムも2位である。裾野産業が多い電機産業がベトナムの今後の有望な分野であることを示唆しているし、日本の中小企業が大企業以上にベトナムを評価しているのである。⁹

このため、現段階にまだ弱い裾野産業は今後、日本企業の直接投資などで急速に発展していくと考えられる。

(2)日本の中小企業の対ベトナムの見通し

潜在的比較優位分野の顕在化、産業の国際競争力強化の近道はFDI導入である。特にものづくりが強い日本からのFDIが今後のベトナムの工業発展のニーズに合致する。

ベトナムは1987年に外資導入法を制定したが、外国直接投資(FDI)が本格的に増加したのは、マクロ経済の安定化が着実に進展した1990年代に入ってからである。しかし、FDI認可額が1996年にピークを記録し、その後、急速に減少し、ずっと停滞してしまった。その理由は主としてベトナム政府の投資誘致政策に関する経験が乏しく、行政手続きも複雑であったし、通信・電気料金、事務所賃貸料・住居費な

⁷ Tran (2006)はベトナムにおける外資系企業と国内企業とのリンケージの実態と政策課題についての詳細な分析を展開している。

⁸ 1990年代末5年から著者がほぼ毎年現地調査を行ってきた結果による。

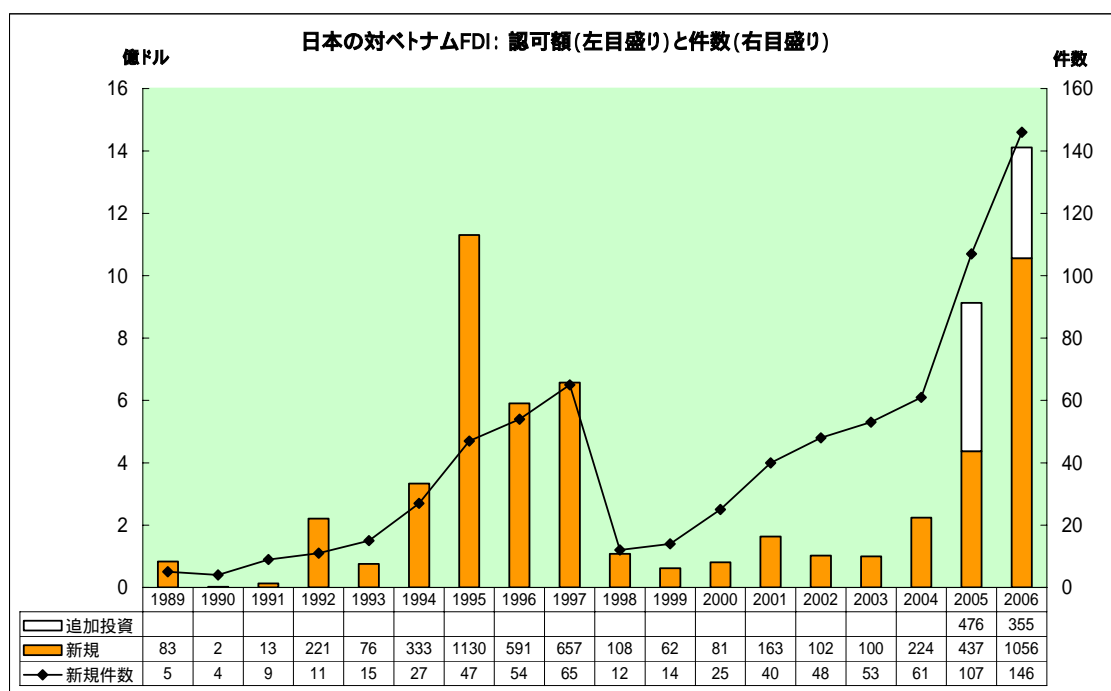
⁹ 既述のように、JBICの2006年の調査ではベトナムが有望な投資市場として第3位に上がっている。中小企業だけの回答をみるとベトナムが第2位になる。なお、2006年調査では機械関係企業の回答が示されていない。

ど外国人に高価格を適用する二重価格制により外国企業・外国人にとって営業コスト、生活コストが高い上、投資関連政策の頻繁な変化などで外資系企業にとって当初考えたほど魅力的投資環境ではなかったからである。

ベトナム政府は FDI の停滞傾向を憂慮し、99 年の初めから外国企業の投資コストを削減する種々な改善策を打ち出してきていると同時に 2000 年 5 月に外資導入法を改正し、各種の規制緩和をした。さらに 2003 年 3 月から二重価格の段階的廃棄など投資環境の改善を図っていた。そして 2005 年に国営企業、国内民間企業、外資系企業にそれぞれ異なった法律を一本化する統一投資法、統一企業法を制定し、2006 年半ばから実施に入りつつある。内外差別化の廃止を目指すと共に、企業活動に関する透明性を高めていくのである。法的環境の改善に伴って、2003 年から FDI 導入額が増加に転じて、その後も着実に増加してきている。2006 年半ばからベトナムの WTO 加盟がほぼ確実になったことは、FDI の追い風になり、同年の導入実績が過去最高水準を記録した。

全体の傾向に連動して、日本の対ベトナム FDI も 90 年代前半に急増したが、その後停滞気味であった。しかし、2004 年以降日本の投資が急速に回復し、2006 年末現在、増加趨勢が続いている（図表 2-1-5 を参照）。今後、日本からの対ベトナム直接投資が急速に増加していくことはほぼ間違いないと思う。日本企業がベトナムの潜在力を高く評価しているし、一般的投資環境の整備に加えて日越両国の政府が投資促進に様々な努力をしているからである。

図表 2-1-5



資料: MPI資料より作成。2005 - 6年は2007年2月1日のMPI 最新資料。

日本企業の中期的 FDI 計画に関する国際協力銀行（JBIC）の毎年の調査結果を見ると、有望な投資市場としてベトナムがいつも上位に挙げられている。日本企業がベトナム経済の可能性を高く評価している。さらに、2003年に両国の首相が決めた日越共同イニシアチブ（ベトナムの投資環境の改善に関する協議・行動計画）も2004年11月の中間総括にベトナムの努力に対する一定の評価が認められた。現在、日越共同イニシアチブ第2フェーズを推進しており、日本企業の投資がしやすい方向になるであろう。また、2004年12月19日に日越投資保証協定も発効された。

今後のベトナムにとって工業化と地域市場・国際市場への統合が最重要課題であるが、これに対して日本からのFDIの本格化が大きな意味を持っている。日本の工業力、技術力、経営ノウハウ、品質管理などが世界的に定評であるし、国際的マーケティング能力、市場へのアクセス能力も優れている。また、投資案件の高い実行率、現地への定着努力なども他の国での経験で実証されている。図表2-1-6も示しているように、ベトナムでのこれまでのFDI累計額では認可額ベースは日本が3番目であるが、実行額ベースでは日本がトップ投資国になっているのである。

図表2-1-6 国・地域別FDIの流入：上位12カ国・地域

単位：件、100万ドル

		2004年	2005年	2005年末までの累計		
		認可額	認可額	登録件数	認可額	実行額 [□]
FDI全体(12カ国合計)		1,738	2389	4722	40633	25869
1	日本	224	437	600	6290	4669
2	シンガポール	124	164	403	7611	3621
3	韓国	340	592	1064	5338	2591
4	台湾	453	367	1422	7769	2831
5	オランダ	48	33	62	1996	1924
6	香港	198	408	360	3728	1986
8	フランス	7	24	164	2171	1188
9	マレーシア	84	172	184	1571	840
10	米国	75	157	265	1455	747
11	タイ	5	28	130	1456	804
12	イギリス	180	6	68	1248	636

FDI全体 2,222 4268 6030 51018 27986

資料：計画投資省の資料より作成。

日本企業の対ベトナム投資は以上のような理由で今後、着実に増加していくと考えられる。その中で中小企業の対越投資がこれから本格化するだろう。上述のように、日本企業にとっての今後の有望な投資市場に関する JBIC の調査結果では大企業以上に中小企業が、また一般的企業よりも裾野産業が多い電機関係企業が、有望な投資市場としてのベトナムを評価している。

結び

WTO 加盟後のベトナム経済はますます国際化していく。貿易自由化の進行に伴ってベトナム産業の国際競争力を強化していかなければならない。その強化の近道は FDI であり、特に日本からの FDI の意義が大きい。ベトナムの潜在比較優位産業は電機・機械関係分野で、裾野産業の多いことが特徴的である。日本の中小企業にとってベトナムは有望な投資市場になるし、今後は投資が本格化するであろう。

(トラン・ヴァン・トゥ 早稲田大学社会科学部 教授)

第2章 企業課税と租税インセンティブ：ベトナムへの示唆

はじめに

ベトナムの企業課税のあり方は、1986年にドイモイ(刷新)政策がとられて以降、経済の発展・活性化にあたって市場経済との両立を目指した経済改革が進められる中で大きく変化した。

本章では、ベトナムでの企業課税、とりわけ租税インセンティブと外国投資とのむすびつきに着目して、ベトナム地域経済の発展にあたって租税政策の果たすべき役割について考える。ベトナムは2007年1月11日にはWTO加盟国となることが決定し、これからはWTOのルールに基づいた通商政策や国内の法体系整備が進むことが考えられる。グローバル化する経済環境の下で、経済改革を一層進め、経済の市場経済化を図る上で、ベトナムの企業課税や租税政策のあり方は重要な検討課題となっている。

本章の第1節では、ベトナムの税制改革の流れの中での企業課税の位置付けの変化を検討する。第2節では、租税理論での企業課税における租税インセンティブの経済的意義と問題点を明らかにする。第3節では、ベトナムの企業課税での租税インセンティブの残された課題について、投資誘致政策の分権化と地域政策の有効性、中小企業政策を中心とする外資誘致と国内民間企業育成政策との連携の弱さ、ベトナムのWTO加盟と優遇措置見直しの可能性の三つの視点から考察を加える。

1.ベトナム租税システムにおける企業課税

計画経済下でのベトナムでは、政府の歳入体系は国営企業が拠出する上納金に大きく依存してきた。ベトナムでは1986年12月の共産党大会で「ドイモイ(刷新)政策」が採択された後、計画経済体制が経済改革や経済の市場経済化を重視する路線へと変更され、それに伴い、租税システムも1988年ころから本格的に見直されることになった¹。

ベトナムの税制改革は、経済の発展とともに段階を追って大きく二つのフェーズで進められた。まず、第一フェーズとしては、1990年に財源強化を目指して取引高税、個別消費税、利潤税などが法制化され、施行された。1991年には、こうした基幹税の整備と合わせて、土地・家屋使用税と高額所得者への個人所得税の課税が行われた。続く税制改革の第二フェーズでは、1999年に取引高税に代わって、課税ベースが広く、他の税と比べ生産への歪みが少ないといわれる付加価値税が導入された他、同年には利潤税の代わりに法人所得税が実施されることになった。また、近年においても、WTO加盟を目指して関税率の引き下げが積極的に図られる一方、法人所得税システムの見直しとして内国企業と外資企業との間での税率一本化や優遇措置の管理の見直しが行

¹ ベトナムの法人税改革の変遷についてはYui and Phan (2006)が詳しく論じている。本節の多くも同論文に負っている。

われた他、VAT 税率が見直し簡素化されるなど、経済活動のグローバル化への対応を目指した税制改革が継続して行われている。

企業課税の見直しはこうしたベトナム税制改革において中核をなし、国営企業改革や市場経済化に対応した政府の財源調達がめざされた。ベトナムの企業課税改革は、税制改革の潮流と対応して以下の二つのステージからなる。

第一期は、1980年代後半から1990年初めの改革で、経済の開放政策が進むにつれ企業課税制度が次第に整備された。まず、企業活動を取りまく法整備としては、1989年に外国投資法、1990年に企業法などが制定されることで、国営だけでなく多様な企業形態を根付かせるための制度構築が行われた。さらに企業課税制度も整備され、1990年に利潤税が成立し、今日型の企業課税制度の礎が築かれることになった。利潤税では、法人および個人形態の企業、自営業すべての企業活動を対象に課税が行われることになる（但し農業部門は除く）。ただし、そこでは産業分野や利潤額などに応じて異なる税率が適用され、国営企業依存型の税収確保の構造は維持されたままであった。

ベトナムにおける企業課税改革の第二期は、1999年から現在に至る期間で、ベトナム経済における国営企業改革、市場経済の浸透、経済の国際化などに伴い、ベトナムの企業課税のあり方は1999年に大幅に見直された。そこでは、取引高税が付加価値税に、利潤税が法人所得税へと変更され、ベトナムの企業課税がより近代的な税制へと前進することになった。1999年の企業課税改革の特徴は、以下の3点に示される。第1に、利潤税では、社会政策的見地から国内企業に対して分野などによって異なる税率が適用されていたが、1999年の法人所得税では国内企業に対しては一律の32%で課税されることになった。第2に、外国企業に対しては国内企業よりも低い25%の税率が適用されることになった（石油やガスの採掘に従事する国内及び外国企業には、プロジェクトに応じて28-50%の範囲で税率が課されることになる）。第3に、1999年の法人所得税では、企業の投資条件、部門形態、雇用条件などに応じて租税インセンティブが明記された。更に、投資プロジェクトが社会経済条件の厳しい地域で実施される場合、その厳しさの度合いに応じて異なる優遇措置などが適用されることになった。

このような企業課税整備への努力が払われる中で、近年の注目すべき改革としては、2004年実施の法人所得税改革が挙げられる。2004年法人所得税改革では、これまでの外国企業と国内企業との間での別建てとなっていた租税システムが改められ、国内外企業への無差別的な制度の適用や企業の競争環境整備などが重視されることになった。2004年の法人所得税改革の特徴として、以下の5点が挙げられる。第1に、2004年法では、国内外国法人の区別なく一律28%の税率が適用される。第2に、これまで国内と外国企業の間で租税優遇措置は別々に規定されてきたが、2004年からは内外企業区別なく、同じ規定で優遇措置が適用される。第3に、利潤送金税が廃止された。

第4に、課税所得の計算にみこまれる損金の見直しが行なわれた。第5に、自己申告制度の適用が義務付けられることになった。

こうした企業課税の改革の実施に伴い、ベトナムでの企業課税収入は図表2-2-1のように変化した²。表から、ベトナムの法人所得税は、国税収入の中で付加価値税に次ぐ重要な税収源として位置付けられていることがわかる。法人所得税収は、1990年代後半のアジア危機の影響などにより若干税収の伸びの低下が見られたものの、2000年度以降では、税収総額に占める法人所得税収は25%近くの割合を維持している³。したがって、ベトナムの法人所得税は、付加価値税と合わせて政府の税収を確保するという上で重要な役割を担っていると言えよう。

図表2-2-1 利潤税・法人所得税収入の推移（1991年から2003年）

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003(見込み額)
税収および手数料収入総額	9,844	18,841	29,232	37,206	50,172	59,324	60,995	66,847	74,444	86,867	99,048	115,093	118,960
法人税収入	1,019	2,557	4,914	6,371	8,032	9,581	12,169	12,502	14,644	22,370	25,838	28,215	30,447
税収および手数料収入総額に占める法人税収入の割合(%)	10.4	13.6	16.8	17.1	16.0	16.2	20.0	18.7	19.7	25.8	26.1	24.5	25.6
GDP比(%)	1.3	2.3	3.5	3.6	3.5	3.5	3.9	3.5	3.7	5.1	5.4	5.3	5.6
(参考1) 付加価値税収入									17239.0	17072.0	19327.0	25916.0	32680.0
(参考2) 税収および手数料収入総額に占める付加価値税収入の割合(%)									23.2	19.7	19.5	22.5	27.5

資料: Yui and Phuc (2006)およびベトナム財務省データを基に作成。

² 現在、ベトナムの税制を構成する税目としては、個人所得税、法人所得税、付加価値税、特別消費税、源泉徴収税、輸出入関税、土地使用税(土地使用許可税、国からの土地の貸与、農業使用税、家屋・都市の土地使用税、ロイヤリティー、土地所有権の移転に関する税、登録料など)などがある。

³ ここでは法人税収に原油収入は含まれていない。

図表 2-2-2 は、部門別に見たベトナムの税収構成を示している。特に法人所得税では、税収総額に占める国営企業や原油収入のウエイトが高く、両者で法人所得税収の70%近くを占めている。こうした背景には、ベトナムの経済改革では国営企業の改革がなかなか進まず、民間企業があまり育っていないことなどが考えられる⁴。またその一方で、税収確保といった点からは国営企業の存在や原油収入はきわめて重要で、政府としてはこうしたレントを中々手放しがたいといった側面もあるのかもしれない。また、外国資本に対しては、後で述べるように様々な優遇措置が提供されているため、進出間もない企業などは現在段階では優遇期間中にあり、あまり法人所得税を払っていないと考えられる。したがって租税総額に占める外資企業シェアはさほど大きくはない。しかし、税収総額に占める外資の割合は、年々増えており、外資による法人所得税への貢献は無視できなくなってきた。この他、ベトナムでは、現在、税収総額に占める輸出入関税の割合がかなり高い。これからベトナムが市場経済化をさらに進め、対外的にもWTOへの加盟などグローバル化が浸透するにつれ、関税率の引き下げが余儀なくされよう。したがって、こうした関税収入に代わる財源確保という点からも、付加価値税や法人所得税への期待は今後一層高まると考えられる。

図表 2-2-2 部門別にみたベトナム税収 (2006 年度予算 見込額)

(10億ドン)

項目	2006年予算						
	合計	国家予算歳入総額に 占めるシェア(%)	内訳				その他
			国営企業	外資企業	(うち原油)	非国営企業	
国家予算歳入(前年度繰越額を含まない)	261,100		46,868	104,350	79,900	21,609	88,273
付加価値税(VAT)	40,207	15.4%	16,767		9,755	11,785	1,900
特別消費税	17,478	6.7%	8,601	5,936		441	2,500
法人税*	99,153	38.0%	20,260	68,807	(60,680)	8,486	1,600
天然資源税	20,641	7.9%	1,009	19,564	(19,220)	68	
営業許可税	751	0.3%	39	15		697	
(利益)付加税		0.0%					
財産登録手数料	3,350	1.3%					3,350
農地使用税	102	0.0%					102
土地、家屋税	542	0.2%					542
個人所得税	5,196	2.0%					5,196
各種手数料		0.0%					
石油、ガソリン手数料	4,269	1.6%					4,269
土地貸与料	1,171	0.4%		264			907
国有家屋売却料	1,499	0.6%					1,499
土地使用権発行料	14,000	5.4%					14,000
土地使用権移転税	1,097	0.4%					1,097
輸出入関税	23,112	8.9%					23,112
輸入品へのVAT	19,388	7.4%					19,388
輸入品価格差収入		0.0%					
補助金	2,700	1.0%					2,700
その他	2,836	1.1%	192	9		132	2,503

* 表では法人税収に原油からの収入を含めている。

出所: ベトナム財政省データを基に作成。

⁴ ベトナムの国営企業改革については、三井(2005)を参照。

それでは、ベトナムの法人所得税の税率や負担率は国際比較において、高いのだろうか、低いのだろうか。図表 2-2-3 では、アジア諸国との比較で、ベトナムの法人所得税率や法人所得課税負担率などを検討した。まず、法人所得税率の表面税率では、ベトナムは、シンガポール、香港、韓国、台湾よりは高いが、日本、中国、インドネシア、タイ、フィリピンなどよりは低いと言える。また、法人所得課税負担率は、シンガポールを除いてマレーシアの次に高く、アジア諸国の中でも高い部類に属することがわかる。ベトナムを取り巻く東アジア諸国での投資および事業環境での各国間競争は厳しくなってきたおり、法人税を中心とする税制の整備にあたってグローバルな視点からの対応が迫られている。

ベトナムではこうした租税システムでの制度面の整備が積極的に進まれる一方で、租税行政面での課題も多く指摘されている⁵。現在、ベトナムの税務行政制度では、法人所得税や付加価値税の自己申告制度の試験的開始、納税手続きなどでの一部コンピュータ化、納税者番号(TIN)制度の実施など近代化への努力が見られる中、実態面では、国家租税総局(GDT)と省税務署や地方税務署間でのネットワークの効率性の悪さや、税務職員の技能や税務知識面でのトレーニング不足、徴税および審査手続きなどでの煩雑さなどまだまだ多くの問題を抱えている⁶。

表 2-2-3 アジア諸国との法人税率およびその負担率の比較

	法人税率 (%)	法人所得課税 負担率 (GDP 比) (%)	付加価値税率 (参考) (%)
日 本	30	2.5	5
中 国	33	0.7	17
韓 国	25	2.7	10
台 湾	25	2.4	5
香 港	17.5	3.6	—
シンガポール	20	(6.9)	5
マレーシア	28	8.9	—
インドネシア	30	4.2	10
タ イ	30	3.7	7
フィリピン	35	2.7	10
ベトナム	28	5.3	5, 10, 20

(注1) 税率は2006年1月現在。

(注2) 法人税率は、国税のみの税率を記載している。

(注3) アジア諸国の負担率は1997～2003年(年度)の数値。ベトナムは、2002年の数値を用いた。

(注4) シンガポールは、統計上、個人所得税収と法人所得税収

資料: 「財務省 G7・アジア諸国における法人税及び付加価値税の表面税率及び負担率」

(<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/248.htm>) およびベトナム財務省資料を基に作成。

⁵ ベトナム財務省には、租税政策の企画や立案、税務行政の執行などを行っている租税総局と財政政策の一環として租税政策を担当している租税政策局の二つの局がある。税務署網としては、租税総局(General Department of Taxation: GDT)の本局がハノイに置かれているほか、省級政府・地方(県)政府にも税務署が置かれている。

⁶ 『国際租税研究』No.8 およびWorld Bank (2004)などを参照。

2. 租税理論から見た企業課税と租税インセンティブの検討

この節では、租税理論の見地から法人所得税を中心に企業課税の経済的意義について検討する。まず、法人所得税は、個人所得税を補完し租税システムの公平性をもたらす点で以下のような重要な役割を持っている⁷。

第一に、法人所得税による個人所得税の先取りの機能が考えられる。通常、法人レベルで発生した所得は、配当（もしくは利子）所得として株主に還元される限り、それは個人所得税として課税される。しかし、個人への実現ベースでのキャピタルゲインへの課税は、課税の繰り延べ（ケースによっては相続などによって永遠に売却しない）を認めることになるため、法人段階で所得課税を行うことは現行課税への調整を可能にする。

第二に、法人所得税は、個人所得課税から漏れてしまう企業の内部留保への課税を可能とし、効率的な課税手段でもあるということが出来る。特に外国投資との関連では、国内（ホスト国内）での外国株主にとっての留保所得は、もし株主が非居住者なら個人所得税の適用を受けないため、課税逃れが生じてしまう。したがって、法人所得税課税を行うことは、こうした所得に対する源泉徴収機能を持たせることができる。

第三に、法人所得税を含む法人レベルでの課税は、企業が利用する公共サービスに対する支払い徴収といった点からも正当化することができよう。実際、外国投資を行っている企業も、インフラ整備、法規制の適用などといったサービスの恩恵をホスト国から受けている。公共サービス供給のための資金調達手段として、公共的便益の対価として法人課税を行うことは多くの国々で利用されている。

この他、法人への課税は、個人所得税の納税者数に比べて相対的に少ない数からかなりの多くの税収確保が可能となることや、企業は、納税とは関係なく既に財務諸表を準備しており資金および資産保有の状況が容易にわかるため、徴税コストや納税協力費なども比較的低くてすむことから、税務行政上メリットがあると見ることもできる。

次に、企業課税は、経済活動への政策手段としても重要な役割を担っている。ベトナムを含む多くのアジアの経済発展途上にある国々では、実際、企業課税に租税インセンティブを設けることなどで外国投資（FDI）を含めた資本の誘致や資源配分上の意思決定に影響を与え、政策の実現を図っている⁸。

租税インセンティブとは、一般に、限定された投資プロジェクトに対して他の投資

⁷ 法人税の役割は、法人をどう捉えるかによって異なりを見せる。まず、法人を個人と同様に租税負担能力のある経済主体と考える見方を法人実在説という。これに対し、法人に発生する利益や損失は、究極的にはすべて株主に帰属するという考えを法人擬制説という。前者の立場からは、個人所得と法人所得は全く独立して課税すべきとされる。後者の立場からは、法人税と所得税の間に「二重課税」の問題が生じ、所得課税は基本的には個人への所得税だけ十分であり、法人税は個人所得税を補完・強化する手段にとどめるべきであると考えられる。

⁸ OECD(2001)によれば、租税インセンティブの形態として、タックス・ホリデー（免税期間）の適用、法定法人税率の減免、資本支出の加速度償却などの特別投資控除、投資税額控除、配当への源泉税率減免などが考えられる。

案件と比べて有利な条件を引き出すために与えられた課税規定のことを指す。ベトナムでは、2004年までは外国投資への法人所得税率が国内投資に比べて低い税率に抑えられていたほか、投資優遇事業や投資奨励地域への投資については、満たす条件に応じて一定の優遇税率が適用されてきた。このほか、法人所得税率の租税減免措置(タックスホリデー)や半減措置なども一定期間認められてきた。2004年の法人所得税改革では法人所得税率の内外企業での差別化はなくなったものの、投資優遇事業や投資奨励地域への投資についての優遇措置については、内外企業にかかわらず継続されることになった。したがって、ベトナムでは、今日においても投資誘致のために積極的に租税インセンティブを活用しているといえる。

租税インセンティブは、途上国だけでなく先進国においても利用されるが、途上国においては、通常、租税インセンティブの経済的効果として、以下のような側面が期待される(Zee etc 2002、Fletcher 2002 and OECD 2001)。第一に、外国投資の誘致を通じた輸出の拡大・国際競争力の向上が最も重要と考えられる。こうした外国投資の流入をきっかけに雇用や所得の増大の他、投資の相乗効果生まれ、ホスト国の経済パフォーマンスの変化が期待できる。実際、途上国では資本の不足が深刻な問題となっており、自力で生産拡大につながる投資の拡大や生産性の改善のための投資を図ることが難しい。したがって外国投資による生産拠点のセットアップ、輸出拡大、国際競争力の改善などが大いに期待される。

第二に、投資の拡大は地域経済の拡大につながり、地域の雇用の促進や所得分配の改善などが目指される。租税インセンティブによる投資誘導先として、地理的なハンディを負った地域や深刻な失業や貧困問題を抱えている地域がターゲットとなることが多い。その理由として、通常の市場を中心とする競争環境だけでは、こうした地域での労働の需給は解決せず、政府による何らかの働きかけを必要とするからである。実際、多くの途上国における工業団地の増設などでは、近隣地域の労働力の活用が前提とされている他、ベトナムでも優遇措置を受けるための条件として、後発地域への投資や社会政策的配慮が強くみられる。

第三に、租税インセンティブの活用にあたって、市場の失敗を是正するという機能も大切である。特に高い技術を伴う外国投資の誘致にあたっては、前期の経済活動の拡大や雇用機会の拡張とあわせて、長期的な視点からは、技術などのスピルオーバー効果や関連する裾野産業の育成などが重要な政策目標となる。ベトナムでは、ハイテク産業に特化した工業団地なども形成されており、そういった点では、技術伝播を意図した投資誘致も重要な政策関心となっている。

しかしながら、租税インセンティブは一般に経済活動で歪みをもたらすことになるため、資源配分の効率性の視点からは、スピルオーバー効果の調整や市場の失敗の是正を図る場合を除いて、できるだけ限定された利用にとどめるべきと考えられる。税収確保といった点から見ても、優遇措置の過度の適用は、課税ベースの浸食にもつな

がり好ましくない。この他、貧困地域救済するといった再分配政策の視点から見ても、投資の意思決定を歪めるという手段よりも、直接地域に移転を行ない、その資金で投資を行なった方が有効であると考えられる。この他、租税インセンティブがもたらす弊害としては、スキームの恣意的な利用が汚職など政治腐敗の問題を引き起こすことや、行政コストを肥大化につながる可能性なども指摘される⁹。

3.ベトナムでの租税インセンティブの課題

ベトナムでは、これまで国内産業の工業化や経済の国際化を推進するために、積極的に外国投資の活用を図ってきた。こうした外資の誘致にあたっては、従来は、外国投資法を通じて租税面を中心に投資優遇措置などが取られてきた。しかし、2004年1月からは外国投資法ではなく、法人所得税法の施行細則（政令 164/2003/ND-CPおよび政令 152/2004/ND-CPによる一部改正）で規定されることになった¹⁰。但し、2006年7月1日に共通投資法が発効されて以降は、法人税法上の優遇投資分野、優遇投資地域のほか、投資案件の管轄や投資証明書の取得手続きなどは共通投資法施行細則（2006年9月22日付け 政令 108/2006/ND-CP）で規定されている。

ベトナムでの法人所得税の優遇制度としては、優遇税率の適用の他、法人所得税の減免措置（タックスホリデー）などが設けられている¹¹。まず、税率に関しては、標準税率が28%であるのに対し、投資の適用条件に応じて20%、15%、10%の優遇税率が、それぞれ課税所得発生後10年、12年、15年の期間適用される¹²。こういった優遇税率の適用にあたっては、共通投資法の施行細則に規定されるリスト優遇投資分野、優遇投資地域などの条件（附属文書A、B）が満たされなければならない¹³。

共通投資法の施行細則付録Aでは、優遇投資分野が規定されており、投資特別優遇分野リストおよび投資優遇分野リストが示されている。投資特別優遇分野としては、I. 新素材、新エネルギー、ハイテク製品、バイオテクノロジー製品、IT製品、製造機械、II. 農業、林業、水産、塩の開拓及び加工、及び人工培養・養殖、新種培養・養殖及び家畜養殖、III. ハイテク、最新技術の使用、生態環境保護、ハイテクの研究・開発（R&D）、IV. 労働集約型産業、V. 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済区などでのインフラ及び重要な案件の建設及び開発、VI. 教育・研修・医療・スポー

⁹ OECD(2001)。

¹⁰ 既に述べたように2004年の法人所得税改革では、国内外の企業に対して標準税率28%の一律的適用が定められただけでなく、租税インセンティブについても内外企業間での区別なく一律の条件で適用されることになった。

¹¹ 以下のベトナムの法人所得税などの優遇措置の解説に関しては、ベトナム現地調査員レポートのほか、国際協力銀行[2006]、ジェットロ・ホームページ ベトナム「税制」 およびベトナム「投資制度 外資に関する奨励」(URL <http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/vn/>)などを参照した。但し、情報はあくまで調査時点のものであり、実際の条件の適用にあたっては、関係機関への照会や関連法令を参照するなど、最新情報をご確認いただきたい。

¹² 改正法人所得税法（政令 164/2003/ND-CPおよび政令 152/2004/ND-CPによる一部改正）参照。

¹³ この他、共通投資法の施行細則付録には、外国投資に適用する条件付投資分野リスト（付録C）や投資禁止分野リスト（付録D）なども記されている。

ツの事業発展、VII. その他製造サービスといった分野がリストアップされている。また、投資優遇分野としては、I. 新素材、新エネルギー、ハイテク製品、バイオテクノロジー製品、IT 製品、薬品製造、II. 農業、林業、水産、塩の開拓及び加工、及び人工培養・養殖、新種培養・養殖及び家畜養殖、III. ハイテク、最新技術の使用、生態環境保護、ハイテクの研究・開発（R&D）、IV. 労働者雇用、V. インフラ建設及び開発、VI. 教育、研修、医療、スポーツ、及び民族文化の事業発展、VII. 伝統工芸の発展、VIII. その他製造サービス分野などが挙げられている。

また共通投資法の施行細則付録 B では、地域的な配慮として、投資優遇地域が、「特別困難な経済・社会条件」がある地域と、「困難な経済・社会条件」がある地域の二種類に分類され、具体的地域名がリストアップされている。

但し、日本からの投資についてみると、ベトナム政府が働きかけを行っているこうした多様な優遇分野や地域条件に応える形で投資が行われてきたとは言い難い。投資の多くは大都市近辺の工業団地に集中しており、工業団地や輸出加工区などでどれだけ租税優遇措置が適用されるかが主な関心事項となっている¹⁴。特に、工業団地内への租税優遇措置に関しては、改正法人所得税法の施行（2004 年執行）以前は、2000 年改正ベトナム外国投資法の施行細則を定める 2000 年 7 月 31 日付け政令 24/2000/ND-CP（2003 年 3 月 19 日付け政令 27/2003/ND-CPにて一部改正）を通じて、工業団地内のプロジェクトに対して寛大な租税優遇措置がとられていた。しかし、法人所得税法改正（政令 164/2003/ND-CP）に伴い、その多くが廃止されることになったため、日本ベトナム商工会を中心に抗議や復活要請が行われ、政令 152/2004/ND-CPによる改正として優遇措置の復活（全部ではない）がみられることになった（図表 2-2-4）。

¹⁴ 工業団地の他にもEPE(輸出加工区及び工業団地進出 100%輸出企業)などに対しても税率の軽減、減免などが一定の期間認められている

図表 2-2-4 法人所得税の優遇税率および減免の概要： Decree 164/2003/ND-CP(Decree 152/2004/ND-CP により一部改正) による

第 35 条、第 36 条および第 37 条に基づく法人所得税の優遇措置概要 (斜線部分は Decree 152/2004/ND-CP により改正された箇所)

例	条件	優遇税率		免税および減税	
		税率	適用期間	免税期間	50% 減税期間
1	製造業	適用なし		2 年	2 年
2	33 条			2 年	3 年
3	A	20%	事業開始から 10 年	2 年	3 年
4	A + 33 条			2 年	5 年
5	B			2 年	6 年
6	工業団地内のサービス企業			4 年	9 年
7	BOT or BTO or BT			2 年	8 年
8	C	15%	事業開始から 12 年	3 年	7 年
9	A + B			3 年	8 年
10	EPZ 内のサービス企業			3 年	8 年
11	工業団地内の製造企業			3 年	9 年
12	A + B + 33 条			3 年	9 年
13	A+B+33 条+少数民族 30%	10%	事業開始から 15 年	4 年	7 年
14	A + C			4 年	8 年
15	EPE 製造企業 (EPZ 内外を問わない)			4 年	9 年
16	工業団地・EPZ 開発プロジェクト			4 年	9 年
17	A + C + 33 条			4 年	9 年
18	A + C + 33 条 + 少数民族 30%	プロジェクト全期間	4 年	9 年	
19	特別奨励プロジェクト (随時政府が定めるリストによる)				
20	医療・教育・訓練および科学研究の 外国投資プロジェクト	首相により決定される	最大 4 年	最大 9 年	
21	首相が決定する特別の場合				
22	経済区内の企業	首相により決定される		最大 4 年	最大 9 年
23	ハイテクパーク内のプロジェクト (Decision 53/2004/QD-TTG による)	(10%)	(プロジェクト全期間)	(4 年)	(9 年)

注記：優遇税率の適用がない場合および優遇税率の適用期間終了後は標準税率 28% が適用される。

A = 付属リスト A が定める分野に属するプロジェクト

B = 付属リスト B が定める地域で実行されるプロジェクト

C = 付属リスト C が定める地域で実行されるプロジェクト

33 条 = 第 33 条第 2 項が定める数の労働者を雇用するプロジェクト

少数民族 30% = 労働者総数の 30% 以上が少数民族であるプロジェクト

出所： 中小機構 国際化支援アドバイザー 大形薫氏 作成資料

ベトナム政府は、2007年2月14日付けで改正法人所得税法政令 164/2003/ND-CP (政令 152/2004/ND-CPにより一部改正)を差替える政令 24/2007/ND-CPを公表し、法人所得税での租税優遇措置の見直しを発表した¹⁵。そこでは WTO加盟に際するコミットメントの実行として、国内調達比率に基づく優遇措置の廃止(2007年度から)、繊維・縫製分野における輸出比率に基づく優遇措置廃止(2007年度から)などが織り込まれている。但し、ベトナムの WTO 正式加盟日(2007年1月11日)以前に投資ライセンス、投資承認書、事業登録承認書の発行を受けて、輸出比率に基づく優遇措置を享受している企業(繊維・縫製分野以外)については、2011年末までその優遇措置を享受することができる。また、租税優遇措置については、依然より簡素化される形で、共通投資法施行細則である政令 108/2006/ND-CPに付属される投資奨励分野リスト、投資奨励地域リストに基づき、投資奨励分野に関する条件(奨励分野および特別奨励分野)と投資奨励地域に関する条件(奨励地域および特別奨励地域)の組み合わせによって定められることになった(図表 2-2-5)¹⁶。

¹⁵ 政令 24/2007/ND-CPの詳細については、中小機構 国際化支援アドバイザー 大形薫氏コラム参照。

¹⁶ 政令の草案レベルでは、法人所得税の施行細則以外の規定に基づく特別優遇や政府や首相が個別に決定できる優遇措置の廃止などが目指されていたが、最終的にはこれまでと同程度の優遇度が維持されることになった。

図表 2-2-5 新しい法人所得税施行細則 Decree 24/2007/ND-CP による税務優遇措置の概要

例	条件	優遇税率		免税および減税	
		税率	適用期間	免税期間	減税期間
1	製造企業	適用なし		2年	2年
2	管轄当局に承認されたマスタープランに従い 都市外へ移転した企業				
3	奨励分野	20%	事業開始から10年	2年	3年(2年)
4	奨励地域 ----- (工業団地内のサービス企業)			2年	6年(2年)
5	奨励分野 + 奨励地域 ----- (工業団地内の製造企業)	15%	事業開始から12年	3年(2年)	7年(5年)
6	特別奨励分野	10%	事業開始から15年	4年(2年)	9年(5年)
7	特別奨励分野 + 経済社会的に大きな影響を持つ (首相決定による)	10%	全プロジェクト期間	4年	9年
8	特別奨励地域 (ハイテク区内のプロジェクト)	10%	事業開始から15年	4年(2年)	9年(5年)

注1) 奨励分野、特別奨励分野、奨励地域、特別奨励地域は、各々、2005年投資法の施行細則 Decree 108/2006/ND-CP に添付されているリストのうち、投資優遇対象となる分野、特別投資優遇対象となる分野、経済社会的困難な条件を持つ地域、経済社会的特別困難な条件を持つ地域を意味する。

注2) 典型的な例として、工業団地内のサービス企業、工業団地内の製造企業、ハイテク区内のプロジェクトが該当する事例を加えた。

注3) 「免税および減税」欄の括弧内の年数は、当初草案によるものである。

注4) 優遇税率の適用期間終了後は、28%の標準税率が適用される。

注5) 免税期間の開始は、最初に課税所得が発生した年から(欠損金の繰越しは考慮しない)。

注6) 上記以外にも様々な付帯的優遇措置がある。

出所: 中小機構 国際化支援アドバイザー 大形薫氏 作成資料

この他、外国資本を誘致するため優遇措置として、こうした法人所得税での優遇制度の他に、法人所得税率優遇制度で考慮された条件と同様な進出する地域や事業形態に関する条件を満たすような場合には土地リース料が減免されるほか、外資系企業が、資材などを輸入する際には輸入関税や付加価値税の免除、ベトナム人に対する個人所得税の軽減措置などが設けられている¹⁷。

ベトナムでは法人所得税での租税インセンティブと外資誘致に関していかなる課題が存在するのであろうか。ここでは、(1) 投資誘致政策の分権化と地域政策の有効性、(2) 中小企業政策を中心とする外資誘致と国内民間企業育成政策との連携の弱さ、(3)ベトナムの WTO 加盟と優遇措置見直しの可能性の三つの課題を指摘したい。

まず、ベトナムの外国投資プロジェクトの投資許可などの投資誘致政策は、これま

¹⁷ 土地賃借料と土地使用料の割引や免除などは、税法及び土地法などに規定されている。国家からリースする土地のリース料に関しては、投資優遇分野または投資優遇地域に該当する場合、その該当程度による免除期間が規定されている。これには、ハイテクパーク内における、ハイテクパーク内にて共通に使用する技術的インフラの建設、訓練区域・ハイテクの研究開発・応用区域の建設、ハイテク製品製造の研究・試作・実用化をサポートするためのハイテク・ベンチャー区域の建設への投資を含む（詳細は、土地リース料徴収に関する 2005 年 11 月 14 日付け政令 142/2005/ND-CP および 2005 年 12 月 30 日付け財政省 Circular 120/2005/TT-BTC を参照）。但し、地域によっては独自に免除項目を設定しているところもあり（例えばダナン特別経済地区等）そこに進出する企業は進出後数年間の土地使用料が免除となっている。それ以外の地域でも、各地方人民委員会が独自に優遇措置を与えているようである。

輸入関税の免税（詳細は 2005 年 12 月 6 日付け政令 149/2005/ND-CP および 2005 年 12 月 15 日付け財政省 Circular 113/2005/TT-BTC を参照）は輸出入関税法などに規定されており、以下のような免税項目がある。

[1] 固定資産を形成するために、投資奨励リストに該当する投資プロジェクトが輸入する下記項目などに対する輸入関税の免税。

[2] ホテル、オフィス、賃貸アパート、住宅、商業センター、技術サービス、スーパーマーケット、ゴルフ場、観光区域、スポーツ区域、娯楽区域、医療クリニック、訓練、文化、金融、銀行、保険、監査、コンサルティング・サービスに関する投資奨励分野への投資で、固定資産を形成する下記の設備装置を最初に輸入する場合の輸入関税の免税。

[3] 科学研究および技術開発活動に直接使用するために輸入する物品に対する輸入関税の免税。国内でいまだ生産できない機械、設備、部品、資材、運搬手段。国内でいまだ開発できない技術。科学の資料、書籍、新聞、雑誌、および、科学技術に関する電子情報源。

[4] 特別奨励分野または特別奨励地域に該当するプロジェクト、または、機械、電気、電子の部品、パーツ生産に該当するプロジェクトが、生産のために輸入する原料、資材、部品に対する生産開始日から 5 年間の輸入関税免税。

[5] 投資奨励分野に該当するプロジェクトが生産のために輸入する、国内でいまだ生産できない原料、資材、半製品、および、特別奨励分野または特別奨励地域に該当するプロジェクトが、生産のために輸入する国内でいまだ生産できない半製品に対する生産開始日から 5 年間の輸入関税免税。

なお、免税の適用にあたって、投資奨励分野および投資奨励地域は政令 108/2006/ND-CP に付属されるリストに基づいている。

VAT の免税としては（詳細は、2003 年 12 月 10 日付け政令 158/2003/ND-CP および 2003 年 12 月 12 日付け財政省 Circular 120/2003/TT-BTC を参照）。

1) 以下の輸入物品に対する輸入 VAT の免税。

(1) 技術ラインに含まれる設備、機械、運搬手段、および、建設資材で、企業の固定資産を形成するために輸入する国内でいまだ生産できないもの。

(2) 科学研究および技術開発活動に直接使用するために輸入される、国内ではいまだ生産できない、設備、機械、資材、運搬手段。

2) 民法および施行細則の規定により認定される技術移転。ソフトウェア産業への投資奨励方針に関する 2000 年 11 月 20 日付け首相決定 Decision 128/2000/QĐ-TTg の規定に従う、ソフトウェア製品およびソフトウェア・サービス。

で計画投資省（MPI）が集権的に投資の認可・管理を行ってきた。しかし、投資申請のスピードアップや地域による投資開発プロジェクトのコントロール強化などを図るため、省級政府などの地方への権限分権化が近年進められている¹⁸。実際、投資申請窓口および審査体制は、現在、投資規模（金額）や投資分野（事業内容）などに応じて、計画投資省（MPI）、省級政府、工業団地管理委員会（この他、輸出加工区・ハイテク区の管理委員会などもある）などの異なる窓口で対応されている（図表 2-2-6）。

条件付き投資となる分野については、2005 年投資法第 29 条が以下の項目を規定している。1）国防、国家安全保障、社会秩序、安全に影響のある分野。 2）金融、銀行。 3）公共の健康に影響のある分野。 4）文化、情報、新聞雑誌、出版。 5）娯楽サービス。 6）不動産事業。 7）生態環境、天然資源の調査、探索、探査、開発。 8）教育及び訓練事業の発展。 9）法令の規定に基づくその他の分野などである。

この他、政令 108/2006/ND-CP は、以下のような外国投資家にのみ適用される条件付き投資分野のリストを添付している。1）ラジオ、テレビ。 2）文化製品の製造、出版、及び、流通販売。 3）鉱産物の開拓、加工。 4）通信ネットワークのインフラ設置。通信及びインターネットの伝達、サービス提供。 5）公共の郵便ネットワーク建設。郵便サービス、宅配便サービス。 6）河港、海港、空港の建設、及び、運営。 7）鉄道、空路、道路、海路、内陸水路による商品及び旅客の運送。 8）海産物の捕獲。 9）タバコ製造。 10）不動産事業。 11）輸出、輸入、流通販売の分野における投資。 12）教育、訓練。 13）病院、クリニック。 14）ベトナムがメンバーとなった国際条約の条項において外国投資家に対する市場開放の条件を誓約したその他の分野などである。

図表 2-2-6 ベトナムでの投資認可権窓口の分権化

	条件付投資分野	左記以外の投資分野
投資総額 3,000 億 VND 未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方人民委員会または工業団地管理委員会 ・ 投資審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方人民委員会または工業団地管理委員会 ・ 投資審査
投資総額 3,000 億 VND 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ MPI ・ 投資審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方人民委員会または工業団地管理委員会 ・ 投資登録

（注）

- 1） 投資登録は、申請書類に不備が無ければ自動的にライセンスが発給される。

¹⁸ ベトナムでは、この他、国家予算法などの改正を通じても地方への権限委譲が積極的に進められている。

- 2) 投資審査は、プロジェクトが審査された後にライセンスが発給される（拒否される可能性有）。
- 3) プロジェクト本社所在地が工業団地内の場合は、工業団地管理委員会、それ以外は地方人民委員会がライセンス発給機関となる。

こうした投資誘致の窓口の分権化は、投資誘致を迅速かつ柔軟に進める上ではメリットがあると考えられるが、投資誘致にあたって裁量性や管理能力のない地方などでは、非効率な投資誘致や、ケースによっては地方による行きすぎた対応を講じるなどの問題を引き起こしている。

投資誘致の分権化は、経済基盤の弱い省級政府も、投資誘致競争に乗り出させることになる。実際、大都市近郊では、海外の民間資本をうまく活用し、ベトナム資本との合弁などで工業団地開発が行なわれるのに対し、それ以外の地域では、省級政府自らが工業団地整備を行ない、外国投資の誘致を図ろうとしている。そこでは、ケースによっては、土地使用料の一定期間無料化や、法人所得税への予算補助などを行なっている省級政府もみられ、地域間投資誘致競争のルールをめぐって問題になっている。また、予算的に余裕のない地域では、工業団地とは名ばかりでインフラ整備が十分な形で行なわれていなかったり、企業が入居した後でインフラ整備にとりかかり、その費用を企業側に求めたりするといった報告もある。

一方、投資誘致のための条件設定などについては、計画投資省によって一律的に行われている。また、そこでの投資事業・地域・雇用形態などへの条件を見る限りでは、先に見たように地域への再分配や社会政策的配慮などに高い優先度がおかれている¹⁹。

表 2-2-7 は、計画投資省外国投資局およびベトナム財務省によるデータを基に、投資地域別（省級政府区分）FDI投資件数、投資許可総額、実施額（1988 - 2006 年累積）を示している²⁰。まず、投資件数では、ハノイ市を中心とするホン川デルタ地域

¹⁹ この他、経済的に遅れている地方に対する支援政策としては、2004年10月19日付け首相決定Decision 183/2004/QD-TTGによるものがある。これによると、1) 支出予算を均衡させるための中央から地方への予算補助の比率が60%超である。2) GDPに占める工業の比率が、全国平均よりも10%以上低い。といった条件のうち1つが該当する地方は、工業団地開発への投資に際して、国家予算からの支援を申請することができる。上記補助を受けるためには、以下の条件を満足する必要がある。

1) 首相の承認を得た、全国の工業団地開発マスタープランまたはその追加計画に含まれる工業団地であること。

2) 地方の経済構造変革、経済成長促進、地方が比較優位を持つ分野の発展、環境汚染を引き起こす企業の工業団地への移転実施のための、投資誘致において重要な位置を持つ工業団地であること。

3) 開発主体がベトナム企業であること。

²⁰ 分析では、省級政府（直轄市も含む）を以下の8地域に分類した。北東部地域には、Hagiang, Caobang, Laocai, Baccan, Langson, Tuyenquang, Yenbai, Thai-nguyen, Phu-tho, Bacgiang, Quangninhの11省を、北西部地域は、Laichau, Dien Bien, Sonla, Hoabinhの4省を、ホン川デルタ地域には、Hanoi, Haiphong, Vinhphuc, Hatay, Bacninh, Haiduong, Hung-yen, Hanam, Namdinh, Thaibinh, Ninhbinhの11の直轄市および省を、中部沿岸北部地域には、Thanhhoa, Nghe-an, Hatinh, Quangbinh, Quangtri, Thuathien-Hueの6省を、中部沿岸南部地域にはDanang,

が全体の総数の約 20%、ホーチミン市を中心とする東南部が総数の約 65%のプロジェクトを集めており、この二地域で全体の 85%を占めている。また、認可総額および実施額でも、同様の特徴が見ることができる。一人当たりのFDI実施額で比較すると、一番低い西北部と東南部の間では、100 倍以上の開きがある。すなわち、ベトナムFDIの多くは、ハノイ市やハイフォン市のあるホン川デルタ地域とホーチミン市とその近郊を含む東南部の二地域に集中しており、その他の地域ではあまり投資が集まっていないことがわかる。

図表 2-2-7 地域別外国投資 (FDI) 誘致の状況 (1988-2006 年累積)

地域	FDI件数 (1)	(1)の地域別構成(%)	FDI認可総額 (単位 USドル) (2)	(2)の地域別構成(%)	一人当たりのFDI認可総額 (単位 USドル)	FDI実施額 (単位 USドル) (3)	(3)の地域別構成(%)	一人当たりのFDI実施額 (単位 USドル)
ホン川デルタ	1,281	20.1	14,788,369,225	28.4	825,857	6,026,215,797	26.3	336,534
東北部	240	3.8	1,320,332,497	2.5	143,366	605,790,928	2.6	65,779
西北部	20	0.3	69,850,255	0.1	28,085	23,512,858	0.1	9,454
北中部海岸	97	1.5	1,322,097,544	2.5	127,003	693,959,738	3.0	66,663
南中部海岸	233	3.7	1,587,067,984	3.0	230,017	629,142,890	2.7	91,183
中部高原	91	1.4	272,554,912	0.5	59,634	178,884,355	0.8	39,139
東南部	4,184	65.8	31,112,740,567	59.8	2,415,304	13,590,363,245	59.4	1,055,030
メコンデルタ	216	3.4	1,580,183,545	3.0	93,604	1,150,577,119	5.0	68,156
総計	6,362	100.0	52,053,196,529	100.0	640,682	22,898,446,930	100.0	281,839

資料：ベトナム計画投資省およびベトナム財務省データを基に作成。

図表 2-2-8 地域別に見た日本の投資：1988 - 2005 年累積 (2005 年 12 月 31 日までの分、有効なプロジェクトのみ)

地域名	プロジェクト数	%	総投資資本 (単位 USドル)	%	法定資本 (単位 USドル)	%	実行投資 (単位 USドル)	%
ホン川デルタ	222	37.0%	2,804,387,785	44.0%	1,358,824,479	47.1%	1,271,817,991	30.7%
メコンデルタ	3	0.5%	15,663,830	0.2%	9,079,830	0.3%	24,007,658	0.6%
西北部	7	1.2%	18,380,000	0.3%	9,180,000	0.3%	7,201,062	0.2%
中部高原	9	1.5%	31,038,539	0.5%	16,627,539	0.6%	24,339,317	0.6%
東南部	317	52.8%	2,630,922,343	41.3%	1,145,396,356	39.7%	1,319,487,860	31.8%
東北部	15	2.5%	46,518,372	0.7%	34,648,372	1.2%	26,050,530	0.6%
南中部海岸	15	2.5%	116,883,474	1.8%	60,882,474	2.1%	48,337,976	1.2%
北中部海岸	10	1.7%	647,434,090	10.2%	191,137,995	6.6%	354,867,090	8.6%
Daukhi *	2	0.3%	58,500,000	0.9%	58,500,000	2.0%	1,067,420,718	25.8%
総計	600	100.0%	6,369,728,433	100.0%	2,884,277,045	100.0%	4,143,530,202	100.0%

(注) * Daukhi はオフショアでの天然ガス・石油開発プロジェクトであるため別建とした。

出所：計画投資省外国投資局データを下に筆者計算

そこで図表 2-2-8 では日本からの投資 (1988 年から 2005 年までの累積) に限定して投資地域別規模を検討した。プロジェクト数で見た場合は、ホーチミン市を中心と

Quangnam, Quang-ngai, Binhdin, Phu-yen, Khanhhoa の 6 省を、中部高原地域には、Kontum, Gialai, Dac lac, Dac Nong, Lamdong の 5 省を、南東部地域には Hochiminh, Ninhthuan, Binh-phuoc, Tayninh, Binhduong, Dongnai, Binhthuan, Baria-Vungtau の 8 つの直轄市および省を、メコン川デルタ地域には、Long-an, Dongthap, Angiang, Tiengiang, Vinhlong, Bentre, Kien-giang, Cantho, Hau Giang, Travin, Soctrang, Baclieu, Camau の 13 の省を割り当てた。

する東南部地域が最も多く、ハノイ市を中心とするホン川デルタ地域がそれについている。この二地域で 90% 近くのプロジェクト数を集めていることがわかる。また、総投資額、法定資本額で見ると、ホン川デルタ地域が東南部地域を上回っている。また、実行投資でみると東南部地域がホン川デルタ地域を上回っている。また、実行投資では、Daukhi 地域への投資もかなりの額に達している（実行投資総額の 25.8%）。このように投資金額でも、その大部分が東南部地域とホン川デルタ地域に集中しており、それ以外の地域への投資はごくわずかに留まっている。

こうした外国投資の誘致の地域間での違いは、地域の経済状況の違いを反映している。図表 2-2-9 では、人口や経済状況について地域比較を行った。人口割合で見ると、ホン川デルタ地域が一番大きく総人口の約 22% を、続いてメコン・デルタ地域が約 20%、東南部が約 15% の順になっている。これに対して、地域 GDP では、東南部が一番大きく全体の約 40% 近くを、ホン川デルタ地域が全体の約 20% 近くの割合を占めている。一人当たりの GDP の大きさで見ても、東南部が突出して高く 1700 万ドン近くあるのに対し、一番貧しい西北部では 290 万ドンにすぎない。このように、ベトナムでは地域間での投資配分や経済発展の状況が大きく異なっている。

図表 2-2-9 地域別人口および経済状況（2002 年）

地域	地域人口 (千人) (1)	(1)の地域別 人口構成(%)	地域GDP (10億ドン) (2)	(2)の地域別 構成(%)	一人当たり地域 GDP(百万ドン)
ホン川デルタ	17906.7	22.0	119295.5	20.6	6.7
東北部	9209.5	11.3	36852.9	6.4	4.0
西北部	2487.1	3.1	7146.3	1.2	2.9
北中部海岸	10410.0	12.8	40575.6	7.0	3.9
南中部海岸	6899.8	8.5	37550.7	6.5	5.4
中部高原	4570.5	5.6	16389.7	2.8	3.6
東南部	12881.5	15.9	219293.7	37.9	17.0
メコン・デルタ	16881.5	20.8	101368.9	17.5	6.0
総計	81246.6	100.0	578473.3	100.0	7.1

資料：図表 2-2-7 に同じ

そこで図表 2-2-10 では、地域での FDI 誘致と地域経済活動との関係を見るため、ベトナム統計年鑑を用いて 2000 年から 2005 年（暫定数値）までの FDI による産業生産額の推移を検討した。FDI による産業生産額を見ても、先の FDI 誘致実績や地域経済状況などと同様、ホン川デルタ地域と東南部で生産額が集中していることがわかる。ホン川デルタ地域では、全体のおよそ 20% 近くが生産されている。また、この地域での割合が近年増えている。東南部では、近年割合がやや減ってはいるものの、全

体の約 67%の生産を行っている。この他、ダナンのある南中部海岸部でわずかではあるが生産額が増えつつあるが、先の二地域に比べるとそこでの生産額は全体の 2%程度を占めるに過ぎない。

図表 2-2-10 省級政府別にみた FDI による産業生産額 (1994 年価格表示) の地域別シェア推移
(2004 年 12 月 31 日)

地域	2000	2001	2002	2003	2004	2005
ホン川デルタ	21.0	19.9	21.8	21.9	22.2	23.3
東北部	2.5	2.4	2.3	2.1	1.8	1.8
西北部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
北中部海岸	2.0	2.9	2.9	3.0	2.8	2.5
南中部海岸	1.7	2.0	2.1	2.2	2.1	2.2
中部高原	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
東南部	69.7	69.6	67.3	67.6	68.3	67.2
メコン・デルタ	2.8	3.1	3.2	2.9	2.6	2.7
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料: Statistical Yearbook of Vietnam 2005 Table 192 Industrial output value of foreign invested sector at constant 1994 prices by province により作成。

こうした外国投資配分で地域間での違いが出るのは、進出企業の立場から考えると納得がいく。なぜなら、土地使用料が安くなる限り、少しでも投資環境の有利な大都市（ホーチミン市やハノイ市など）の近郊の地域に投資した方が、経済的メリットが大きいと考えられるからである。すなわち、政府による再分配的な目標の達成のために租税インセンティブを通じて地域に投資を誘導するといった政策目的と地域投資誘致の実態との間でミスマッチが生じ、租税政策だけで地域政策を実現することには無理があると考えられる。

このように考えると、租税インセンティブだけで、FDI 誘致や地域政策を実現しようとするのは、かなり難点があると考えられる。租税インセンティブがもたらす資源配分面での弊害やコストなどを考えると、地域問題への対処としては税制面での優遇措置によるのではなく、政府の歳出面での透明かつわかりやすい再分配ルールの構築などによっても地域政策を図る必要がある。租税インセンティブの活用としては、経済効率面での政策サポートに限定する方が望ましいと考えられる。

次に、現行の租税インセンティブによる投資誘致は、外国資本の誘致と中小企業を中心とする国内民間企業の育成といった点からも必ずしも成功していない。ベトナムでは、他の先進アセアン諸国と比べても裾野産業や地場産業が未発達である点は、多

くの研究によって指摘されている(中小企業基盤整備機構 2006、小谷 2002、Vietnam News 'SMEs fail to meet great expectations 3 July 2004)。中小企業は、数としては総企業数の96%にも達しているが、経済活動での付加価値ではGDP比の26%を、国家予算への租税支払いといった点では6.4%を計上するにとどまっている²¹。また、地理的にも東南部に35.8%、ホン川デルタ地域に24.3%、メコン川デルタ地域に16.6%とベトナム北部と南部の特定地域に集中しており、それ以外の地域ではあまり事業が展開されていない。中小企業の大部分の55%は商業サービスで、残りは17%が産業・手細工業、14%が建設、14%が農業などとなっている。²²

ベトナムでは、経済での効率かつ発展性ある形でのマルチセクター化の実現や、ここでの中小企業の育成成長を支援強化するために、政府は2001年11月23日に中小企業の発展支援に関する政令90/2001/ND-CPを公布した。この政令は、社会経済の発展を支える上で中小企業の育成が鍵となることを正式に認めた重要な政策と言えよう。政令90/2001/ND-CPでは、第1章第3条で、100億ドン以下の資本金をもつか、年平均300人以下の労働者数をもつ、合法的な認可を得た独立事業体もしくは生産設備などを中小企業と規定している。現在ベトナムでは、中小企業の事業登録者数が20万社近く、自営業者が約200万人いるとされている。(今後2006年度末には中小企業の実態に関してより正確なデータが発表される予定である。)中小企業は、GDPの25%、雇用の26%を生みだしている²³。2010年までの目標としては、50万社の事業登録、270万人もの雇用機会の創設、人口180人あたり平均1企業の実現などが目指されている²⁴。

政府は、政令90/2001/ND-CPを受けて、中小企業政策の政策機関が中央政府・省級政府の両方で創設された。まず、中央政府レベルでは、計画投資省の中に中小企業局が設けられたほか、省級政府においても、計画局内に中小企業育成課などが置かれることになった。

中小企業への育成政策としては、直接的政策として、政府もしくは海外の政府機関による育成支援や支援措置などがあるほか、間接的政策としては、外資の誘致に伴い国内裾野産業の育成や外資裾野産業の誘致などが考えられる。政府による支援措置としては、裾野産業の育成のためのマスタープランの作成や、経営・技術訓練センターや技術支援センターの設立などの措置が取られている²⁵。また、外国政府による支援としては、日越中小企業交流の実施や技術指導、経営指導の実施などの対策がとられている。

²¹ 以下の数字はVietnam News 'SMEs fail to meet great expectations 3 July 2004による。

²² ベトナムで中小企業が育たない理由としては、新しい科学技術の開発やそれを利用した経済活動を行うには資金調達が難しいといった点、能力ある管理者や労働者の不足、マーケティング活動のノウハウ不足などが挙げられている。

²³ Liem (2006)。

²⁴ 同上。

²⁵ 中小企業基盤整備機構(2006)。

ベトナムの中小企業振興政策では、小谷（2002）が指摘しているように、農業・農村の工業化との関連が重視され、地域開発や潜在的な雇用対策の側面が強調されており、そうした点では、外資誘致のインセンティブ形成と同様、地域および再分配的配慮としての政策目標が重視されている²⁶。

図表 2-2-11 省級政府・資本規模別にみた企業数の地域別シェア（2004年12月31日）（%）

地域	資本規模								
	5億ドン以下	5-10億ドン	10-50億ドン	50-100億ドン	100-500億ドン	500-2000億ドン	2000-5000億ドン	5000億ドン以上	全資本規模
ホン川デルタ	21.4	27.6	30.6	30.2	28.6	28.7	28.7	30.0	27.4
東北部	6.3	5.7	7.9	7.0	6.7	4.6	4.7	4.0	6.8
西北部	0.5	1.0	1.6	1.7	1.4	0.9	0.1	0.2	1.1
北中部海岸	5.5	6.1	6.6	5.6	4.6	4.5	3.3	2.7	5.9
南中部海岸	7.6	7.1	6.6	6.0	6.4	5.6	5.3	3.0	6.8
中部高原	3.0	3.0	3.1	4.0	3.6	2.7	3.0	1.7	3.1
東南部	35.3	32.4	31.9	37.4	41.5	43.4	46.5	51.9	34.7
メコンデルタ	20.6	17.1	11.9	8.2	6.3	6.4	7.1	3.0	13.9
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料: Statistical Yearbook of Vietnam 2006 Table 81 Number of enterprises as of 31/12/2004 by size of capital and provinceにより作成。

図表 2-2-11 では、各地域での企業数を資本規模別に見た時、どのような違いがあるかを検討した。資本規模の分類としては、5億ドン以下、5-10億ドン、10-50億ドン、50-100億ドン、100-500億ドン、500-2000億ドン、2000-5000億ドン、5000億ドン以上の8分類について示してある。全体としては、東南部とホン川デルタ地域への集中度が高い。資本規模によっても異なるが、東南部では、総企業数の30-50%を占めており、ホン川デルタ地域では、20-30%を占めている。両地域では、ともに資本規模が大きくなるにつれてシェアが高まる傾向が見られる。この他、メコン・デルタ地域では5億ドン以下の企業では20%近くを、5-10億ドンおよび10-50億ドンの企業でも10%を超える企業が存在している。しかしながら、地域の経済状況をかんがみると、こうした企業が十分な付加価値をあげているとは考えがたい。

以上のように中小企業は、実態としてはベトナム経済活動の中でしだいに重要性を増しつつあるが、それぞれの地域で経済を支える形で根付いているとはいえない。

現行の中小企業政策の課題として、行政サイドでの中小企業への認識面での課題、大企業優遇型の政策面が多く残っている。中小企業を支える管理者レベルでの人材育成が不十分である。資金調達面での課題、IT活用などに見られる技術レベルでの低さ、大企業や外資との連携体制の不十分さ、対外的に見たとき、国内中小企業の国際的取引慣行への理解不足などが考えられよう²⁷。

こうした要因が、ベトナムでの中小企業投資水準の伸び悩みや、外資・国内投資両

²⁶ 小谷（2002） p.205

²⁷ Liem（2006）。

面での地域格差、さらには中小企業を支える金融、財政制度両面での立ち遅れなどを引き起こしていると考えられる。したがって、税制面での優遇だけで中小企業政策を進めるのではなく、歳出・金融両面との連携を図りつつ、経済での市場を保全する形で民間中小企業を育成する制度形成を図る必要がある。この他、FDIなどと連携をとる形で中小企業の育成を図る必要も重要となろう。

最後に、ベトナムの WTO 加盟と租税優遇措置の課題について考えたい。これまでベトナムは、経済のグローバル化の更なる浸透を図るために、WTO 加盟を目指してアメリカを中心とする先進諸国と間で二国間交渉を重ね、様々な働きかけを行ってきた。こうした努力の結果、ベトナムは、2007年1月11日に150番目の加盟国となることが決定し、今後さらに法体系の整備や投資環境整備の改善が進むことが期待される。とりわけ租税インセンティブについても、既に述べたように法人所得税の施行細則などの全面改正が議論され、輸出にかかわる条件などで設けられた優遇措置の見直しが余儀なくされよう。

税制改革に関しても、ベトナム政府は、市場経済化やグローバル化を前提とした競争環境の下での企業課税の構築を目指して、2010年までの新ビジョンを2004年12月に提示している。そこでは法人所得税は、2008年までに税率の引き下げや免税減税の対象となる領域を縮小し、経済のすべての分野で一律に税率や優遇措置の適用することなどが目指されている。同様に、ベトナムの企業課税の更なる改革に関しては、世界機関およびわが国での主要な研究も注目しており、そこでは、経済のグローバル化や市場化の進展に伴い、法人所得税の課税にあたって中立性の確保や透明性の確保などを優先すべきことなどが指摘されている(Yui Yuji and Phan Hong Phuc 2006、World Bank 2004、Zee etc 2004など)。

まとめ

ベトナムでは、経済の市場経済化やグローバル化が急速に進展する中、これまで積極的に税制改革が講じられ、それに伴って企業課税制度も整備されてきた。しかし、現行の法人所得税では、税収確保が最大の目標となっており、国営企業や原油収入などに大きく依存する構造はあまり大きく変わっていない。ベトナムの経済環境での市場経済化は今後さらに進み、WTO加盟などに伴ってグローバルな競争環境を前提とした企業課税の実施が一層期待される。そこでは、透明かつ中立的な企業課税制度を構築することで、市場の保全や民間企業の育成が図られなければならない。

また、ベトナムの法人所得税では、現在、外国投資を誘致するために様々な租税インセンティブ制度が設けられている。こうしたベトナムの租税優遇措置の適用にあたり、事業および投資地域などに関して厳しい条件が課されており、そこでの政策目的としては地域再分配や社会政策面での配慮が色濃く現れている。しかし、実際の外資誘致実績を見ると、投資配分はハノイ市やホーチミン市などの大都市近郊に集中して

おり、租税インセンティブを通じる地域政策が必ずしもうまく機能しているわけではない。このように地域による外資誘致では、政策目的と投資実態との間でミスマッチが見られるだけでなく、インセンティブが全国一律に設定されている中で、近年、投資誘致の分権化が進むことにより、投資誘致での地方サイドの対応の行き過ぎや管理能力の不足などといった課題なども新たに生じてきている。したがって、租税インセンティブがもたらす資源配分面での弊害などを考えると、地域政策の問題を税制面での優遇措置だけで解決するのは難しく、政府の歳出面での透明かつわかりやすい再分配ルールの構築などの必要性も指摘することができよう。

この他、地域への外国資本誘致政策と国内民間企業育成との連携といった点からも、ベトナムでは、戦略が十分に検討されているとはいいがたい。中小企業を中心とするベトナムの企業の多くは、ハノイ市やホーチミン市といった大都市のある地域に集中しており、それ以外の地域では企業が育成されていない。今後の課題としては、市場経済を保全する形で国営企業の改革を進める一方で、外資企業の誘致が国内裾野産業の育成につながるような長期的、産業構造的な改革を進めることが必要である。

(花井 清人 成城大学 経済学部 教授)

現地アドバイザーコラム ～新しい法人所得税の施行細則（政令）について～

現地アドバイザー 大形 薫

新しい法人所得税の施行細則を定める政令 Decree 24/2007/ND-CP が、2007年2月14日付けで発行されました。2006年末に準備された当初の草案との違いも考慮に入れて、今回の政令に基づく税務優遇措置について見てみましょう。

今回の Decree 24/2007/ND-CP に基づく税務優遇措置をまとめると以下の表のようになります。参考事例として、工業団地内のサービス企業、工業団地内の製造企業、および、ハイテク区内の企業の場合がどこに該当するかも併せて示してあります。また、当初草案による免税期間および減税期間が異なるものは、括弧内に示しました。

新しい法人所得税施行細則 Decree 24/2007/ND-CP による税務優遇措置の概要

例	条件	優遇税率		免税および減税	
		税率	適用期間	免税期間	減税期間
1	製造企業				
2	管轄当局に承認されたマスタープランに従い都市外へ移転した企業		適用なし	2年	2年
3	奨励分野			2年	3年(2年)
4	奨励地域 (工業団地内のサービス企業)	20%	事業開始から10年	2年	6年(2年)
5	奨励分野+奨励地域 (工業団地内の製造企業)	15%	事業開始から12年	3年(2年)	7年(5年)
6	特別奨励分野	10%	事業開始から15年	4年(2年)	9年(5年)
7	特別奨励分野+経済社会的に大きな影響を持つ (首相決定による)	10%	全プロジェクト期間	4年	9年
8	特別奨励地域 (ハイテク区内のプロジェクト)	10%	事業開始から15年	4年(2年)	9年(5年)

注1) 奨励分野、特別奨励分野、奨励地域、特別奨励地域は、各々、2005年投資法の施行細則 Decree 108/2006/ND-CP に添付されているリストのうち、投資優遇対象となる分野、特別投資優遇対象となる分野、経済社会的困難な条件を持つ地域、経済社会的特別困難な条件を持つ地域を意味する。

注2) 典型的な例として、工業団地内のサービス企業、工業団地内の製造企業、ハイテク区内のプロジェクトが該当する事例を加えた。

注3) 「免税および減税」欄の括弧内の年数は、当初草案によるものである。

注4) 優遇税率の適用期間終了後は、28%の標準税率が適用される。

注5) 免税期間の開始は、最初に課税所得が発生した年から(欠損金の繰越しは考慮しない)。

注6) 上記以外にも様々な付帯的優遇措置がある。

Decree 24/2007/ND-CP に基づく優遇措置の特徴は以下のようにまとめられると思われます。

1. 当初草案に比較して、極めて簡素なマトリックスとして理解できるようになり、また、概ね優遇度が低くなってしまっていた当初草案から、優遇度を従来と同様のレベルに戻している。

2. 特別優遇分野に該当し、かつ、経済社会的に大きな影響を持つと考えられるプロジェクトの場合は、首相決定により、従来あった最高度の優遇措置と同じ優遇措置が与えられる可能性がある。

3. WTO 加盟のコミットメントの実施。

i) 国内調達比率に基づく優遇措置が2007年度から廃止になる。

ii) 繊維・縫製分野における輸出比率に基づく優遇措置が2007年度から廃止になる。

iii) ベトナムの WTO 正式加盟日(2007年1月11日)以前に投資ライセンス、投資承認書、事業登録承認書の発行を受けて、輸出比率に基づく優遇措置を享受している企業(繊維・縫製分野以外)は、2011年末までその優遇措置を享受することができる。

4. 2005年投資法の施行細則2006年9月22日付け政令 Decree 108/2006/ND-CPの施行日(2006年10月25日)以降に投資承認書の発行、事業登録承認書の発行を受けた企業に対しては、Decree 24/2007/ND-CP が遡及して適用される。

5. 当初草案にあった下記の記述が削除された。

i) ハイテクパークに関する2004年4月5日付け首相決定 Decision 53/2004/QD-TTg に規定された法人所得税の優遇措置の廃止。

ii) 個別の経済区や通商区に関する各々の首相決定における法人所得税に関する優遇措置の廃止。

iii) ソフトウェア産業への投資奨励方針に関する2000年11月20日付け首相決定 Decision 128/2000/QD-TTg に規定された法人所得税に関する優遇措置の廃止。

上記5について、検討してみましょう。iii) Decision 128/2000/QD-TTg は、2005 年まで既に廃止されているはずであり、これを確認する税務総局による 2006 年 9 月 8 日付けオフィシャルレター3328/TCT-PCCS もあります。従って、今回の記述削除の意味はあまりないと思われます。また、ii) の記述が削除されていますので、これらの発行済み決定における優遇措置は継続されると考えられます。

一方、i) のハイテクパークに関する優遇措置の廃止に関する記述が削除されている意味について考えてみましょう。Decision 53/2004/QD-TTg が有効であれば、ハイテクパーク内のプロジェクトに対しては、優遇税率 10%がプロジェクト全期間にわたり適用されるのに対して、Decree 24/2007/ND-CP が適用される場合、優遇税率 10%の適用が 15 年に限定されてしまうという違いがあります。新しい法令には「本法令と異なる内容の従来の規定は廃止される」との文言があるのが通常ですが、Decree24/2007/ND-CP には同様の文言が見当たりません。従って、Decision 53/2004/QD-TTg はまだ効力があるとも解釈されますが、新しいプロジェクトに対しては Decree 24/2007/ND-CP が適用されると考えるのが適切だとも思われます。これに関する運用はまだ明確ではありませんが、Decision 53/2004/QD-TTg が無効になるとしても、経済社会的に大きな影響を持つと考えられるプロジェクトであれば、例えば、首相決定によるハイテク・プロジェクトに対する優遇措置として、プロジェクト全期間への税率 10%を認めることが可能です。また、全く個別の首相決定として、裁量的な優遇措置を与えることも可能なはずですので、Decree 24/2007/ND-CP が施行されても、実質的には、従来と同じ優遇度を維持する形での運用も十分に可能だと思われます。

ところで、多くの投資家が関心を持っているのは、上記3.のWTO加盟に際するコミットメントの実施、特に、既存進出企業が取得済みの優遇措置がどうなるかではないでしょうか。従来、既に取得済みの優遇措置に関しては、その後の法令変更による悪影響は受けないのが大原則でした。実際、2005年投資法の第11条においても、法律・政策の変更による場合の保証について規定しており、この大原則に変更はありません。但し、同時に、同第11条第3項では、国際条約によるコミットメントとの整合性にも言及していること、そして、投資法の適用に関する原則を述べた第5条においても、ベトナムが加盟している国際条約に異なる規定がある場合は、当該国際条約の規定が適用されることが定められていますので、今回の優遇措置廃止は、これらのルールに従う例外的な措置と理解されません。

それでは、例えば、既存の輸出加工企業に対する優遇措置が、2011年末に廃止された後は、どのような優遇措置が適用されるのでしょうか？具体的な対応措置は、今回の政令に記載されておりませんので、追ってベトナム財政省から発行されるガイダンスを待つこと

になると思われませんが、従来の事例などから判断しますと、次のような考え方が可能です。

輸出比率に基づく優遇措置は廃止されますので、工業団地内の輸出加工企業（製造業）の場合ですと、工業団地内の製造企業としての優遇措置のみが享受可能と考えられます。

ここで、工業団地内の製造企業に対する優遇措置の変遷を振り返ってみますと、以下の表の通りになります。

発行日	施行日	政令	優遇税率	優遇税率の適用期間	免税期間	減税期間
2000年 7月31日	2000年 8月1日	Decree 24/2000/ND-CP	15%	全期間	2年	3年
2003年 3月19日	2003年 5月7日	Decree 27/2003/ND-CP	15%	全期間	2年	適用なし
2003年 12月22日	2004年 1月7日	Decree 164/2003/ND-CP	適用なし		2年	2年
2004年 8月6日	2004年 8月29日	Decree 152/2004/ND-CP	15%	12年	3年	7年
2006年 9月22日	2006年 10月25日	Decree 108/2006/ND-CP	15%	12年	3年	7年
2007年 2月14日	官報掲載日 から15日 後	Decree 24/2007/ND-CP	15%	12年	3年	7年

享受可能な優遇措置がどれになるかは、投資ライセンスの取得日によると考えられます。基本的には、投資ライセンスの取得日以降に施行されていた優遇措置のなかで、最も優遇度の高いものを享受できる権利があると考えられます。例えば、Decree 164/2003/ND-CP の施行日前に投資ライセンスを取得した工業団地内の製造企業であれば、Decree 27/2003/ND-CP の適用が可能なはずですので、優遇税率 15%を全期間にわたり享受できると考えられます。また、免税期間および減税期間は、通常は、優遇税率の規定とパッケージだと理解されますが、やり方によっては、良い所取りも可能だと思われれます。先の例で言えば、優遇税率 15%を全期間にわたり享受しつつ、免税期間を 3年および減税期間を 7年とすることも可能なはずで。

第3章 ベトナムにおける金融環境と邦銀の利用方法

1. 金融環境

ベトナムの金融制度は経済の成長、グローバル化にともなって急速に発展している。しかし未だ発展途上にあり、未成熟な部分が多い。それゆえベトナムに進出する日本の中小企業もまた、その金融制度に対して一定の知識と理解を得ておく必要がある。

ベトナムでは1976年の建国以来、社会主義体制を基本とした社会主義経済が行われてきた。しかし、1986年の第6回共産党大会でドイモイ（刷新）政策が採択されて以来、政治体制は共産党1党独裁を堅持しつつ、経済面においては様々な改革が行われ、市場経済化の道を辿っている。

金融制度においては、1988年以降、金融と財政の分離、中央銀行の機能の強化、国立銀行の再編、さらに金融体系の整備、通貨管理の強化など様々な改革が行われてきた。しかしながら、金融政策面では必ずしも満足のいく結果が出ているとはいえない状況であった。その原因の一つに、銀行や本国通貨に対する国民の不信感が挙げられる。そのため、銀行を利用する国民はあまり多いとは言えず、個人間の取引では現金での決済が主流となっている¹。

近年注目されている株式・債券市場もまた制度・インフラ等の面も含めて未成熟の状況である。証券市場の整備は1990年代後半に始まり、1996年にまず規制当局として国家証券委員会が設立された。2000年7月に初めての証券取引所がホーチミン市に開設され、2005年3月には、2番目の証券取引所がハノイに開設された。ホーチミン証券取引所における上場企業数は2000年末はわずか2銘柄であり、2003年末時点でも22銘柄と、活発に機能しているとは言えない状況であった。しかしながら最近になり、上場企業が増え2006年11月時点で68銘柄と成長をしてきている。2006年7月の統一企業法の施行で、外資にも株式会社形態の会社設立が認められたことや、インフラ・規制緩和等の整備とともに市場が成熟すれば、将来、資金調達面の選択肢の一つになる可能性もある。

ベトナムは現在も様々な制度改革を実行中であるが、2007年1月のWTOの正式加盟により、国際基準に照らした更なる制度改革が求められている。2006年7月の統一企業法、共通投資法の施行もその一環で、外資の株式会社の設立、M&Aや知的財産保護などが記されている。また米国との二国間協議では、金融分野において、米国国内で認められているあらゆるサービスを行えるとされており、こうした合意に対して、いかに法制度を整備して行くかが、今後金融制度の発展に大きな影響を与えられる。

¹中・高年層にはいまだに銀行への不信感がぬぐえない者も多数存在するといわれるが、近年外資系を中心に給与の銀行振り込みが急速に普及してきた。ATMの普及などもあり、若年層においては銀行口座を開設しカードを利用することが一種のステータスシンボルとなっており、銀行への不信感は薄らいでいる。

2.金融機関

ベトナム金融市場における主要なプレーヤーは銀行部門であり、債券市場が未成熟であることから、銀行を中心とした間接金融が中心となっている。現在、ベトナムの銀行は、中央銀行である国家銀行、国営商業銀行・民間商業銀行の categories に分けられるが、主な特徴は以下の通りである。

(1)ベトナム国家銀行 (SBV : State Bank of Vietnam)

1951年に設立。設立以降中央銀行と商業銀行の2つの機能を持ち、社会主義経済の象徴であるモノバンクシステムを担ってきた。1998年に商工業の政策金融部門を、ベトナム工商銀行 (Industrial and Commercial Bank of Vietnam : インコムバンク) へ、農業部門をベトナム農業・地方開発銀行 (Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development : アグリバンク) に分離し、1990年の国立銀行令、1997年の国家銀行法により中央銀行の機能を強化しつつある。主な役割としては、次の通りである。

金融政策の遂行：融資規制・預金準備制度・外貨管理・公開市場操作など

銀行の銀行：金融機関との預金・貸出など

政府の銀行：財政に対する貸出・国債引受など

(2)国営商業銀行(SOCB : State-Owned Commercial Bank)

国家による100%出資の銀行。1999年にベトナム農業・地方開発銀行から政策銀行が分離した。さらにメコン住宅開発銀行が加わり、現在6行となっている。これら6行はベトナムの金融機関の中心的存在で、6行合計の融資残高は金融機関による融資総額の約7割となっている。国営商業銀行の経営陣の任命権は国家銀行総裁にあり、政府の意図が経営に強く反映される形となっている。

最近になり、政府はIMFや世界銀行などの支援を受け、不良債権の処理や資本注入を行い、健全化を推進している。また、株式上場を行うことにより、株式会社化も進めている。

主要4行の特徴は以下の通りである。

ベトナム投資開発銀行 (BIDV : Bank for Investment and Development of Vietnam)

1957年設立。投資開発分野の専門銀行で、中長期的な国家開発プロジェクトへの融資を主たる業務としている。1995年に預金受け入れ、債券発行、外為業務が認められ、商業銀行化が進んでいる。全国に約90の支店を持ち、外国銀行との合併もおこなっている。

2007年までに株式会社化される予定である。

ベトナム農業・地方開発銀行(VBARD : Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development)

1988年にベトナム国家銀行の農業部門を引き継ぐ形で農業開発銀行として設立。1996年に現在の名称に改称。主に預金と債券発行により資金を調達し、農業部門への貸出を中心とした運営をおこなっている。近年政府の地方向け財政出動の窓口となっている。従来は国営部門への融資が圧倒的であったが、最近では民間部門・個人向けの融資シェアが増加している。

ベトナム外国貿易銀行(VCB : Bank for Foreign Trade of Vietnam)

1963年設立。通称ベトコン・バンク(Vietcom Bank)と呼ばれる。貿易・外貨管理を主業務としている。1989年以降自主経営が認められ、自らの裁量により信用状を開設

することが許された。近年、他の国営商業銀行や一部の株式銀行も貿易金融、決済業務に参入するものの、依然として同行がトップの座を堅持している。2005年に株式会社化が決定。2006年以降、株式市場で株の売却を行い、2010年には政府出資比率を51%まで引き下げる予定。

ベトナム工商銀行(ICB : Industrial and Commercial Bank of Vietnam)

1988年にベトナム国家銀行より商工業部門を引き継ぐ形で設立。通称インコムバンクと呼ばれる。全国に90以上の支店を持ち、主に預金と債券発行により資金を調達し、工業・商業・サービス・通信・運輸等の産業金融を中心に国営企業の商業部門への貸出を中心に活動している。近年では民間セクターへの貸出も拡大傾向にあり、地場の企業にとって重要な資金調達先となっている。1990年に国内業務だけでなく外貨取扱が認可され、外国貿易銀行に次ぐ扱い高を誇っている。また2007年までに株式会社化される予定である。

(3)民間商業銀行

JSB : Joint Stock Bank

民営企業への有力な資金供給源として、国営商業銀行を補完する形として存在。形態としては株式銀行であり、国営企業・国営商業銀行・民間企業・個人投資家などによって設立されている。

JSBは、1990年代に入ると小規模で乱立が目立つようになり、そのため経済基盤が弱く、不良債権累積問題が多く存在した。1999年以降、国家銀行は小規模株式銀行、業績の悪化が見られる株式銀行の統廃合を推進しており、1999年初に52行あったものが2004年末で35行になり、最終的に26行にまで整理する方針である。一方で、JSB

の中には、経営強化に努めているものもある。また国営商業銀行が国営企業を中心とするのに対して、JSB は多くの民間企業顧客を抱えている。また外国銀行との提携や株式上場で外国銀行が資本参加する例もあり、民間企業融資におけるシェアを確実に伸ばしている。

図表 2-3-1 ベトナム主要銀行の資本金額

銀行名	資本金(10億 VND)
国営	
AgriBank	6413
VietcomBank	4030
BIDV	3866
IncomBank	3346
Mekong Housing	760
JSB	
SacomBank	1250
ACB	950
EximBank	500
TechcomBank	412
DongA	400
SaigonBank	400
Quan Doi	385
Quoc Te	325
Phuong Nam	322
VPBank	241
Phuong Dong	200
Hang Hai	200
Tan Viet	189
SCB	150
An Binh	150
Phat trien Nha	150
Viet A	150
Nam A	112
De Nhat	98
Gia Dinh	80

2005年8月31日現在

出典：TBKTSG（サイゴン経済時報）2005年9月

外国合弁銀行

合弁銀行としては、現在4行がある。

- ・VIDパブリック銀行（BIDVとマレーシアのパブリック銀行との合弁）
- ・チョフンピナ銀行（VCBと韓国チョフン銀行との合弁）
- ・インドピナ銀行（ICBと台湾の世華聯合銀行との合弁）
- ・ピナサイアム銀行（VBARDとタイのCPグループ及びサイアム・コマーシャル銀行との合弁）

外国銀行支店

1991年の閣議決定により外国銀行の進出が認可された。2006年9月現在28の外国銀行支店がある。

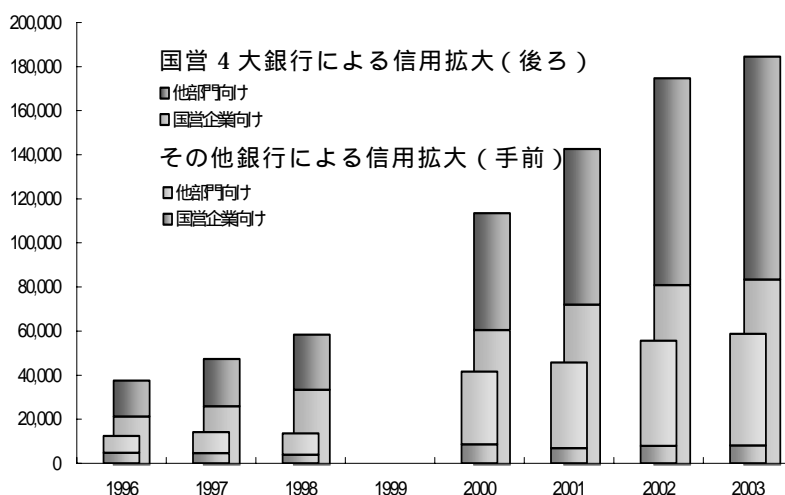
信用組合・金融会社・人民信用基金

信用組合（信用合作社）は会員制の金融機関であり、地方における草の根レベルでの資金集配機能が期待されている。しかしながら、1989年には都市部の信用合作社が相次いで破綻し、社会問題になったという歴史がある。

金融会社は、自己資金及び借入れによる資金を原資として、消費財の購入などのための融資を行っている。

人民信用基金は、農村の自立的発展の促進、タンス預金の吸収などを目的として設立された。

図表 2-3-2 ベトナム銀行の信用拡大の変遷



Source:IMF Country Report Vietnam No.02/5(jun 2002), IMF Country Report Vietnam No.03/382(Dec 2003)

長年の金融制度の混乱、激しいインフレーションで、ベトナムの自国通貨ドンへの国民の信認は大きく毀損されてきた。国民は米ドル紙幣や金への選好を強め、国内では米ドル紙幣が当然のように流通し、蓄財もドルや金によるいわゆる「たんす預金」が中心であった。多くの国民が預金口座すら開設しておらず、決済取引も為替や小切手など、金融機関を介した決済手段は用いられず、現金での決済が主流となってきた。このようにベトナムでは銀行に対する国民の不信感が根強くあるため、預金の獲得に困難がある。それゆえ企業融資に対する原資に乏しく、それを補うため、外国からのODAを原資とし、中央銀行であるベトナム国家銀行から参加金融機関への転貸を介し、エンドユーザーである中小企業に対して資金を供与する「ツーステップローン」が大きな役割を果たしている。

しかし、民間企業に対する地場銀行の融資は極めて消極的である。融資は担保融資が主流であり、その回収は融資を担当した行員が全責任を負い、回収の焦げ付き懸念から民間企業融資は極端なほど慎重で過剰な担保を要求される。一方で国営企業に対しては倒産の危険性が無いため、シンジケートローンなどの融資が安易に実行される。その他、スタートアップ企業やベンチャー企業に対する金融支援制度がないこと、担保融資以外の民間融資方法と企業モニタリングに対する統一した基準がないことも融

資が進まない大きな要因である。さらに民間企業自身もまだ設立から日が浅い企業がほとんどであること、融資に必要な企業財務資料を用意できないなどの能力的な問題もある。こうした状況を打開するため、JICA の指導により信用保証制度 CGF(Credit Guarantee Funds) が創設され 3 省に設置されたが、この制度を利用した融資は現在のところ行われていない。

民間企業に対する融資が伸びない大きな要因には、融資の際の審査方法、その後の企業モニタリングの手法が確立されていないこと、国营企業に融資が流れやすいという国营商業銀行の融資構造の変革に関して、監督官庁であるベトナム国家銀行にはそれを換えようとする積極的な姿勢は見られないこともある。民間企業融資に関しては企業と銀行の間の問題であるとして不関与の姿勢を貫き、国营企業への融資には、政府からの中央銀行の独立性の欠如、国营商業銀行に役員を派遣しているといった利益相反の問題も根底にある。

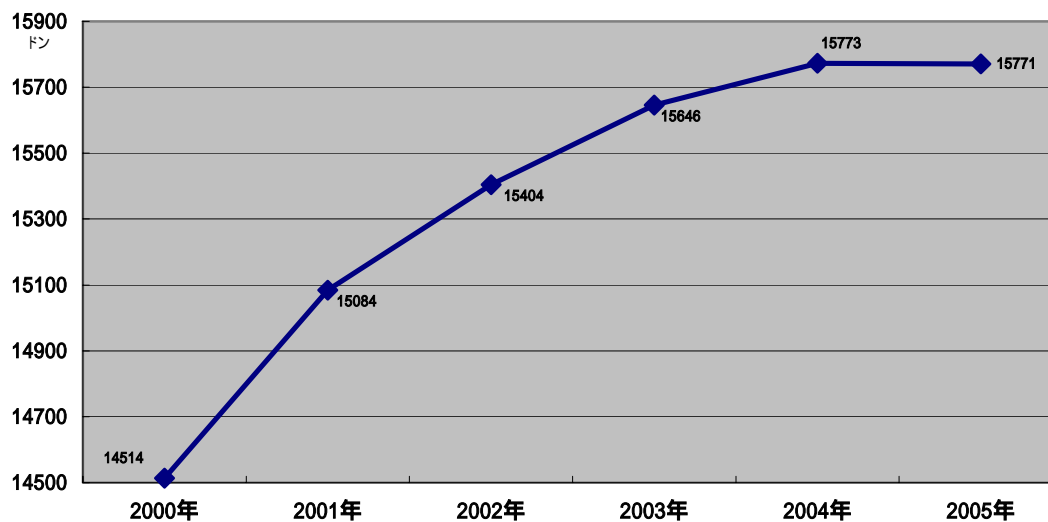
3.為替制度・金利

(1)為替制度

為替レートは 90 年代前半まで、国家銀行の厳しい管理下に置かれており、公定レートと市中レートの乖離も大きかった。90 年代半ば以降、ようやく公定レートが市中レートの値動きに追従するようになった。アジア通貨危機以降は、各商業銀行が国家銀行の基準値をベースに一定範囲内で自由にレートを決定できるようになり、自由化が進んだ。

1999 年 2 月 26 日からは為替レートの管理に米ドルに対するクローリングペッグ制が導入された。クローリングペッグ制は、為替相場を固定するのではなく、あらかじめアナウンスした固定の変化率で名目為替相場を変化させる制度で、ベトナムでは、前日のインターバンクの平均レートを国家銀行が発表し、各銀行はその上下幅 0.1% の範囲内での取引を行う。2002 年 7 月以降は上下幅 0.25% に変動幅が緩和され、2006 年 12 月には首相が新規制法に署名したことで、上下幅は 0.5% となった。為替レートはベトナム政府のドン安容認方針により、一貫して緩やかなドン安傾向ではあるが、為替相場は比較的安定しているといえる(図表 2-3-3)。ただし、今後経済成長率がこのまま高い水準を維持した場合、ベトナムドルの実質価値とドン/ドルレートの乖離が大きくなる可能性は十分に考えられる。また WTO 加盟によって、ベトナム金融市場は、金融取引規制の緩和と市場整備が加速する。米ドルに過度に依存する現在の為替制度は、為替リスク、金利リスク等の金融取引リスクを潜在的に内包しており、米ドル依存を段階的に低下させていく必要がある。将来的にはクローリング・ペッグ制度からの脱却も十分視野に入れて、今後は金融システムや自国通貨ドンの信認をより高めていくとともに、ドンの利便性と為替制度の透明性を高めていくことが望まれる。

図表2-3-3 ドン/ドルレートの推移



注) レートは各年の期末のものであり、2005年は第1四半期のものである。

(出所) IMF

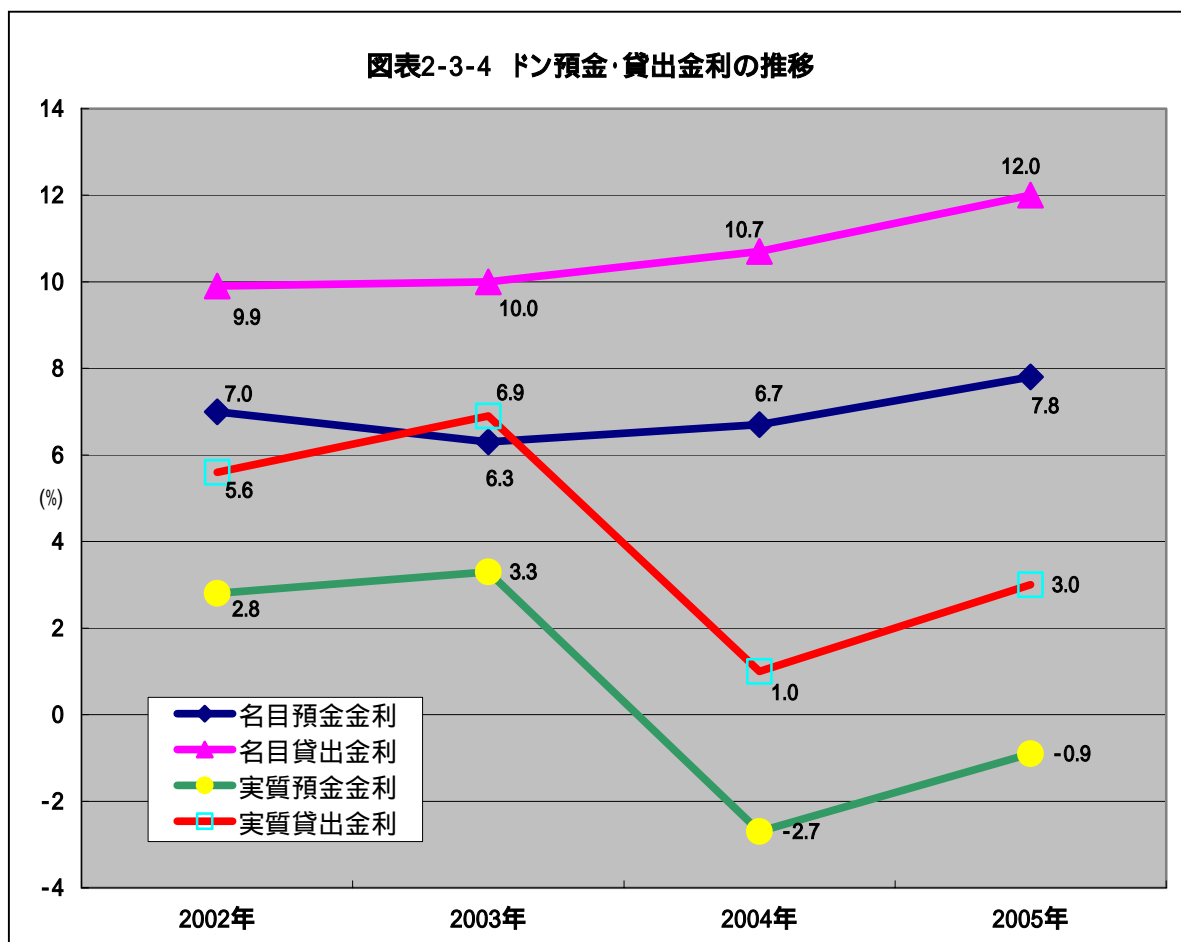
(2) 金利

金利は従来ベトナム国家銀行 (SBV) が直接管理をしていた。2000年8月以降はベトナムドン、アメリカ・ドルの貸付金利については基準金利に一定幅 (バンド) を設けて、この範囲内であれば各銀行が自由に設定できる許可をした。2002年6月以降はベトナムドン建ての貸付金利は各銀行の裁量に任せることとし、基準金利に基づくバンド制は廃止された。

貸付金利はアジア通貨危機以降、景気刺激のために一貫して引き下げられることとなったが²、2002年6月の金利自由化を境に上昇傾向になった (図表2-3-4)。

² 貸出金利は、1998年時点で約14.4%であったものが1999年約12.7%、2000年約10.5%、2001年約9.4%と段階的に引き下げられた (出所: IMF)

図表2-3-4 ドン預金・貸出金利の推移



注) 預金金利：名目・実質預金金利は3ヶ月もの

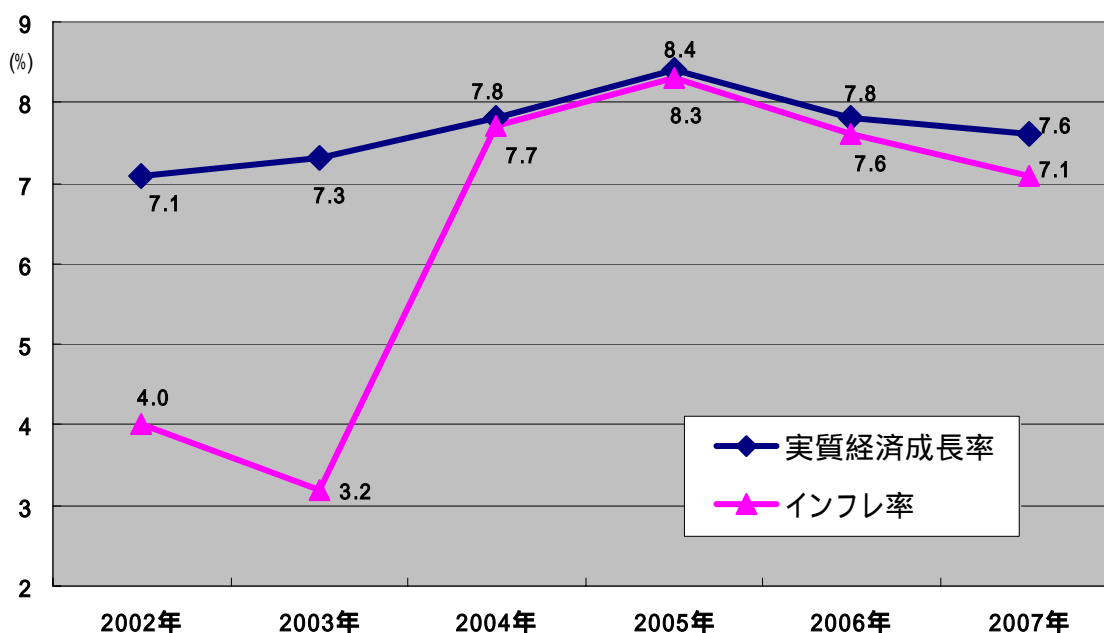
貸出金利：名目・実質貸出金利は短期(12ヶ月以下)³

(出所) IMF

2002年以降、名目貸出金利・名目預金金利ともにほぼ横ばいか緩やかな上昇傾向が見られるが、実質貸出金利・預金金利の面では、2003年から2004年に大幅な下落が見られる。実質預金金利については2004年、2005年とマイナス金利の状態となっている。2004年から2005年にかけて上昇はしているもののまだマイナス金利の状態である。この背景には顕著な経済成長率とインフレ率が影響を及ぼしているものと思われる(図表2-3-5)。

³ ドル建ての預金金利は2007年2月現在で、年4.85%となっている(また、同ドン建て預金金利は平均約8.4%となっている)。ドン・ドル預金金利の差が約3.55%あるが、これは、ドル建てに対する預金金利上限制約があるためである。2007年3月よりドルの預金金利上限が撤廃されるため、今後ドル建て金利の変化が予想される。

図表2-3-5 実質経済(GDP)成長率とインフレ率



注) 実質経済 (GDP) 成長率・インフレ率ともに 2006、2007 年は予測値である。

(出所) IMF

IMF は今後 2006 年、2007 年と経済成長率・インフレ率共にほぼ横ばいしないし減少傾向と予測している。これらの予測値の通りであれば、金利水準が現在と変わらないとすると、

実質預金金利はプラスの水準を回復すると思われる。またその他の金利水準も特に大きな変化はなく、現在の水準のまま推移するものと思われる。

資金需要の拡大や他の金融チャネルの出現、国民の銀行に対する信頼の変化などが有った場合、金利水準に影響を及ぼす可能性はあると思われる。今後の動向に注目する必要がある。

4.WTO 加盟による金融面への影響

2007 年 1 月、ベトナムは WTO に正式に加盟した。これにより、ベトナム政府は様々な分野において市場開放のための対応・変革を行っている。

金融面での重要なポイントは、主として米国との通商協定と二国間交渉の中に盛り込まれている。今後ベトナムは、外銀行支店に対して行っている様々な規制を順次撤廃していかねばならない。米国の銀行を含む金融サービスについては、ほぼ全ての分野で内国民待遇を与えるとされており、他の先進諸国の銀行についても同様の取り扱いとなる。これにより、現在すでに M&A や個人向けサービスの面で変化が現れ始めて

いる。

従来規制が厳しく、合併・提携等の形態でしか進出できなかった保険業界に、M&Aを利用する形で2007年1月日本の第一生命相互株式会社が100%出資の形で進出した。また銀行界では、ベトナム国内の銀行がほぼ行ってこなかった個人向けサービスを、外資系銀行のCITIBANKやHSBC（香港上海銀行）等が早くから行っており、WTO加盟により更なるサービスの多様化が見込まれる。今後、外資の高い技術・競争力に対抗するべくベトナム国内での組織強化や、外資との提携といった動きが本格化してくると予想される。規制緩和による外資参入に対しても、ベトナムにおいて、セキュリティー面等様々な金融制度・組織作りが本格化してくることが予想される⁴。

(1)銀行セクター

政府の厳しい規制の下に置かれて保護されていた銀行分野も、規制緩和により外資の参入が行いやすくなり、ベトナムにおける1国1支店という支店数規制は事実上撤廃された。また、金利の面でもドン建て金利についてはすでに自由金利となっており、2007年3月からはドル建ての金利についても自由金利となる。現在ベトナムの銀行界は、外資との競争のみならず⁵、国内の銀行同士での競争も激化してきている。

ベトナム国内の銀行の主なプレーヤーは国営銀行を筆頭に、国営銀行から株式会社化した銀行、外資系銀行の支店といったものが存在する。金利面では自由金利となり、預金者獲得のため各銀行の金利面で差が生じてきている⁶。また、サービス内容においても従来のものだけでなく、企業に対する融資を中心とするものからリテール分野も対象とする銀行まで様々な変化が表面化してきている。

2000年以降安定した経済成長や、給与の銀行振り込みにも支えられ国民の銀行利用の機会が増加してきている。ベトナムでは1990年代にATMカードの利用が始まったが、実際に普及が進んだのは2002年に銀行各社がATMサービスを開始して以降になる。2002年の発行数は1996年から2001年5年間の発行数の倍近い2万5千枚が発行された。その後3年間のカード数の平均増加率は300%という好調な伸びを維持し、年末には350万枚に達すると見られている⁷。これらの需要拡大に対応する形で、2006年に入りベトナム国内の各行はATMの増設を打ち出している(図表2-3-6)。

⁴ 現地ヒアリングによると、市場開放は段階的に行うものであることから、制度面・環境面等は2010年までに一定の基準をクリアすればよいとの認識を持っているようである。市場開放による外資参入に対して、現状で十分に対抗できると考えている節があるように思われる。金融システムが磐石とはいえない状況の中、今後増えると予想される取引に対応するシステム、セキュリティーの確保は緊急の課題と思われる。

⁵ 銀行分野については、最低資本金を設定するなどして若干規制をかけている面もある。

⁶ 2006年10月時点で、国営銀行のシェアが低下傾向にある。国営銀行全体では依然として、活動資本全体の72.9%を占めているものの、各行比較では2005年末と比較して、インコムバンクは1.26%低下、BIDVも1.22%低下している。一方株式銀行は全体で1.56%シェアを拡大している。外資系銀行は23~35%の割合で増資を続けており株式銀行とともに国営銀行のシェアを脅かす存在となっている。

(出所：VIET.JO、「国営銀行、シェア低下」<http://viet-jo.com/>)

⁷ VIET.JO、「ベトナム国内のATMカード年内に350万枚に」<http://viet-jo.com/>)

図表 2-3-6 ベトナム主要銀行の ATM の設置台数

	2005年末	2006年8月末	2006年末(計画)
ベトナムバンク(外商銀行)	550	650	850
インコムバンク(工商銀行)	315	339	500
BIDV(投資開発銀行)	200	400	700
アグリバンク(農業地方開発銀行)	202	300	602
サコムバンク	56	56	*550
テクコムバンク	39	80	98

注) * は 2007 年末計画

出所) 日本経済新聞 “アジアトレンド” 2006 年 9 月 15 日

ベトナムの ATM



今後、WTO 加盟により外資の様々な金融機関が参入してくると思われるが、現在の ATM では利用上不十分な部分もある。一回あたりの引き出し金額上限や、相互利用、セキュリティー面などクリアすべき問題は多々ある。ネットワーク構築を含め、より安心して利用できる環境整備が望まれる。

(2) 保険セクター

保険分野では、1999 年の規制緩和以降活発な動きが見られる。2007 年 1 月には日本の第一生命保険相互会社が、ベトナムの生命保険合併会社である Bao Minh CMG 社の買収を決定し、財政省により同社の全株式の譲渡を承認された。これにより、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited (略称：第一生命ベトナム会社) が発足した。

2005 年末に第一生命はハノイに駐在員事務所を開設していたが、この買収によって日本の生命保険会社として、ベトナムで生命保険事業を展開する初めてのケースとなり、また、ベトナム金融界における初の本格的な M&A の事例ともなった。

第一生命が買収した Bao Minh CMG 社は、オーストラリアの大手生命保険会社であるコロニアル・ミューチュアル社とベトナム国営大手損害保険会社バオミン社の折半出資によって 1999 年に設立された。同国第 5 位（保険料収入ベース）の生命保険会社であり、2004 年の生保業界シェアは第 5 位である⁸。

ベトナムの生命保険市場は、従来国営のバオベト社が生損保事業を独占していたが、1999 年に生命保険の外資規制が緩和され、外資系 4 社が市場に参入した。2001 年の生保市場の規模は約 224 億円であり、そのうち約 60%ほどをバオベト社が占めていたが、規制緩和による新規参入や子供向け養老保険（学資保険に類似した商品）が金や外貨預金よりも利率が良い金融商品であると認識され、契約数を伸ばした。市場規模は前年比で 2 倍以上に急拡大するに至った。2005 年には市場規模は 8000 億 VND（5 億 300 万 US\$）になり、近年著しい経済発展を背景に成長を遂げてきている。現在は事実上プルデンシャルとバオベトの 2 社でマーケットを 2 分している。最近では預金金利の引き上げにより、貯蓄性の高い短期商品に対する人気は急速に低下してきているが、より長期の保障を中心とした商品にウエイトが移り、生命保険本来の姿に移行しつつあるといえる。今回、第一生命が買収した Bao Minh CMG 社は他の生保が伸び悩む中、順調に契約を伸ばしていたとされる。

外資系保険会社がベトナムに進出することにより、新たな商品がもたらされ、競争が激化してくると思われる。生保のみならず損保の面でも変化が予想されうる。

(3)証券セクター

ベトナムの株式市場は急速に発展してきている。株式上場数も急速に増加している。急成長の背景にあるのは、WTO 加盟、APEC（アジア太平洋経済協力会議）の成功といった経済のグローバル化への評価ともいえる。VN Index（ベトナム株価指数）は、2006 年 9 月までは 500 前後を推移していたのが、APEC の成功、WTO 加盟決定後は急進し、年末には 800 ポイントを超えた。また、海外機関投資家も押しなべてベトナム経済に対して高評価を与えている。証券サービス分野でも、外国企業参入が認められ、企業も統一企業法の施行で株式会社の設立要件が統一、証券市場からの資金調達（直接金融）手段の芽がようやく出てきた段階といえる。ただし、今後現在と同レベルで証券市場での取引数が上昇した場合、現在のシステムでは対応が難しいと指摘されている。海外からの投資増加を視野に入れた上で、セキュリティ面も含めたシス

⁸ 2004 年時点での生命保険会社のシェアは、次の通りである。1 位プルデンシャル（英）40.19%、2 位バオベト（国営）39.63%、3 位マニユライフ（カナダ）11.58%、4 位 AIA（米）5.95%、5 位 Bao Minh CMG（豪越・合併）2.66%

テム構築が課題となる。また、2006 年後半の証券市場の成長スピードはかなり速いものであり、企業業績等を反映したのではなく、バブルの様相を呈している。証券市場安定のためのセーフティーネット構築も今後安定成長する上で必要とされる。

5.在越邦銀利用について

日系進出企業によるベトナムでの資金調達は、現在のところ非常に限定されており、邦銀以外からの資金調達は非常に難しい。ベトナムでは、最近まで支店設置規制や個人口座の開設を認めないなどのリテール（個人）取引での規制があった。現在は外国銀行でも、一部はリテール取引に参入し始めているが、在越邦銀支店はホールセール（法人企業）取引が中心で、リテール取引は基本的には行っていない(2006 年末)。また従業員への給与支払いの銀行振込が増えてきており、また両替、個人での送金等には地場銀行を使わざるを得ない場面も起こり得る。

(1)在越邦銀の支店数

従来は厳しい規制の下、1 国当たり 1 行しか支店設置を認めないという、支店設置規制が採られていた。現在ではその規制もなくなり、邦銀各行がベトナムに進出している。現在ベトナムに進出している邦銀は、みずほ銀行・三井住友銀行・三菱東京 UFJ 銀行の 3 行である。各行の支店数は以下の通りとなっている。

図表 2-3-7 在越邦銀の支店数（2006 年 9 月現在）

	ハノイ	ホーチミン
みずほ銀行		
三井住友銀行	（駐在事務所）	
三菱東京 UFJ 銀行		

（出所）各銀行ホームページより作成

各行の支店は 2 大都市（ハノイ・ホーチミン）にあり、ダナンなど地方で取引をする場合には、Fax を利用するか、インターネットバンキングも開始され始めているので、そうした手段を通じて取引をすることとなる。

(2)口座開設

ベトナムでの邦銀各行の支店を利用する際には、ベトナムの各支店に新たに口座を開設する必要がある。手続きは日本にある邦銀本店・支店、ベトナムの邦銀支店で行える。ベトナムにおける邦銀各行の業務は、ホールセールが中心であり、現在ATM(現

金自動支払機)を設置した邦銀の支店はない⁹。

(3)邦銀の取引形態

決済等の金融取引は基本的に支店窓口にて行う。補完手段として、インターネットバンキング¹⁰やFAXを使用しての取引形態を利用する。インターネットバンキングを使用した場合、リテール分野、あるいは進出邦銀以外でもインターネットバンキングの国際取引が可能なサービスを提供しているところもある。FAX利用の場合、あらかじめ取引内容を支店に通達し、後日窓口に行き決済を行う。

従来、ベトナムでの従業員に対する給与支払いは、銀行への信用があまりよくないことから、現金によるものが多かった。しかし最近では外国企業を中心に銀行振込による給与支払が増え、都市部で働く者は銀行振込での支給を望む者さえいる。そうした流れを受けて、都市部を中心に銀行の口座開設数が飛躍的に伸びている。また労働者も銀行振り込みで給与を支給される形が増えてきている。各企業は邦銀を通じて各従業員の地場銀行口座へ振込みを依頼する形になる。

日本の中小企業がベトナムに進出した際の資金調達は、現在は日本の親会社の信用による、いわゆる「親子ローン」が中心である。短期のマネーマーケットローン、長期ローンなどの実行形態がとられており、Overdraft(当座貸越)は現地規制により行われていない。また取引通貨はベトナムドン、米ドル、日本円のいずれの利用も可能である。ベトナムに進出した子会社の業績・資産等は現在のところ基本的に審査の対象とはならない¹¹。工業団地の土地所有権に対する担保設定は一部の法律がまだ整備されておらず、またそれに対するマーケットも無い。一部の邦銀では今後債権の流動化を視野に入れている。

リテール部門においては、長く個人口座に関する規制があったため、基本的に個人口座の取り扱いが無い¹²。

⁹ 在越邦銀の各支店では、現在キャッシュカードの発行、ATMは設置されていない。ベトナムにはVISAカードのATMネットワークに加盟しているPLUS、MasterカードのATMネットワークに加盟しているCirrusといった国際ATMネットワークに加盟した銀行が複数あり、PLUS、Cirrusの表示のある邦銀のキャッシュカードであれば、引落しにベトナムの地場銀行のATMを利用することが出来る。

¹⁰ インターネットバンキングを行う際にはインターネット環境が未成熟な為、次の点に留意する必要がある。

ネットワーク環境が悪い(回線品質が悪い:速度が遅く、不安定であるなど)、正規のOS、ソフトウェアを入手する必要性(ベトナム国内で販売されるPCのOS、ソフトウェアは多くが海賊版である)、多くのPCがウイルス感染しているとの報告もあるので、セキュリティー関係は最新の物にし、ウイルス対策は万全にする必要があるなど。

¹¹ 最近になり、ホーチミン周辺の企業において増資を行う企業が出てきている。その際、親会社の信用だけではなく現地の企業の業績をもとに融資を検討する在越邦銀が出現しつつある。

¹² 在越邦銀支店は直接リテール業務は行っていないが、現地法人の出向者向けの個人口座の取り扱いを行っている。また地場銀行への送金・従業員への給与支払いなどは地場銀行と提携している。

ベトナム経済のグローバル化により、今後は企業の資金需要も多様化し、それに伴い金融機関の取引形態も多様化するものと予想される。外国銀行支店の中にはリテールに積極的に乗り出し、ベトナム ATM ネットワークに乗り入れたり、ベトナム株式会社銀行の株式保有によって、間接的にリテールやベトナム国内の融資業務に参入するなどの動きがある。邦銀は進出外国企業相手の預金取引を始めているところもあるが、現在のところ慎重な姿勢をとっており、今後の動向が注目される。

(福島 章雄 経営支援情報センター リサーチャー)

(柿原 智弘 成城大学大学院経済学研究科)

第4章 ベトナムの中小企業政策

1. ベトナムの経済発展と中小企業の重要性

世界各国で中小企業の重要性が改めて見直されている。ベトナムでも中小企業の育成と振興が就業や雇用機会を作り出すことに加え、国際競争力を強化するために中小企業の近代化・工業化を進め、裾野産業を強化していくことが急務になっている。

1986年ベトナムでは、「ドイモイ」(刷新)政策が打ち出されて以降、社会主義体制の下で、市場経済の導入、私营・個人経営の公認、対外開放政策を促進しながら高い経済成長を続けている。その間、1997年にはアジア通貨危機に遭遇し、外資系企業の進出が急減、内需低迷等から経済成長が鈍化したものの、2000年以降は鉱工業・建設分野の牽引や投資環境の改善等で経済は再び活性化し、GDP経済成長率を見ても2005年8.4%、2006年上半期7.6%と2000年以降7%を越える水準で経済成長が推移している。

このような高い経済成長が続いているが、貿易収支は、機械部品、部品加工業等の裾野産業が未発達なために、経済発展に必要な資本財や中間財を輸入に依存せざるえないことから恒常的な赤字が続いている。そのため、ベトナム政府は、経済基盤の強化と自立的な経済発展を達成していくために、産業政策の大きな柱として裾野産業を形成する中小企業の育成と振興が不可欠であることを認識しており、中小企業基本法等、中小企業政策の整備・体系化に本腰を入れようとしている。

2. 中小企業の定義

ベトナムにおける中小企業の定義は、地方政府、金融機関などで、それぞれ中小企業の定義や範囲を規定しているが、全国的に統一した定義は、1998年政府資料618号で定義づけが行われている。ここでは、中小企業の定義は、「鉱業・建設業は、資本金50億ドン以下、従業員200人以下、その他の分野では、資本金30億ドン以下、従業員150人以下」としている。

また、2001年11月23日公布の「Decree of the government on supporting of Small and Medium Enterprises」(Decree 90/2001/CP-ND)では、第3条に中小企業を「従業員300人以下、資本金100億ドン以下」と定義している。

3. 中小企業の実態

ドイモイにより私营企業、個人経営が認められ、主に農村の家計経済や都市の小規模個人経営が増加したが、国有企業に対する優遇措置が中心のため、実際は、起業するには許認可、参入制限、土地所有、資本調達など多くの面で障害も多かった。

国営企業等を含め、従業員 300 人以下の中小企業は、2003 年 68,687 社 (95.4%)、2004 年 88,222 社 (96.1%) であり、その数も 28.4% 増加している。(図表 2-4-1 ~ 3)

図表 2-4-1 ベトナム、企業形態別・企業数

企業形態	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
総計	42,288	51,680	62,908	72,012	91,755
国営企業	5,759	5,355	5,364	4,845	4,596
民間企業					
合作	3,237	3,646	4,104	4,150	5,349
個人	20,548	22,777	24,794	25,653	29,980
有限会社	10,458	16,291	23,485	30,164	40,918
合資会社	4	5	24	18	21
非国有企業	452	1,125	2,272	3,872	6,920
民間企業総計	34,699	43,844	54,679	63,857	83,188
国有企業	305	470	557	669	815
外資系企業	1,525	2,011	2,308	2,641	3,156
自営業者	-	-	2,619,341	2,712,177	2,913,907

(資料)ベトナム統計局

図表 2-4-2 2003 年 ベトナム、企業形態別・従業員規模別企業数

従業員規模別	総計	5人未満	5~9人	10~49人	50~200人	200~299人	300人以上
総計	72,012	13,091	20,438	25,220	8,531	1,407	3,325
国営企業	4,845	2	30	767	1,801	545	1,700
民間企業							
団体(合作)	4,150	233	1,324	1,923	516	69	85
個人	25,653	9,037	8,164	7,235	1,049	67	101
有限会社	30,164	3,374	9,835	12,716	3,333	358	548
合資会社	18	3	2	11	1	1	0
非国有企業	3,872	372	982	1,685	647	72	114
(民間企業)	63,857	13,019	20,307	23,570	5,546	567	848
国有企業	669	1	12	155	283	63	155
外資系企業	2,641	69	89	728	901	232	-
自営業者	-	-	-	-	-	-	-

(資料)ベトナム統計局

図表 2-4-3 2004 年 ベトナム、企業形態別・従業員規模別企業数

従業員規模別	総計	5人未満	5~9人	10~49人	50~200人	200~299人	300人以上
総計	91,755	17,977	26,459	32,443	9,808	1,535	3,533
国営企業	4,596	4	29	720	1,688	518	1,637
民間企業							
団体(合作)	5,349	466	2,034	2,216	501	62	70
個人	29,980	11,082	9,167	8,434	1,121	68	108
有限会社	40,918	5,527	13,237	16,998	4,074	432	650
合資会社	21	3	4	13	1	0	0
非国有企業	6,920	800	1,834	3,012	993	113	168
(民間企業)	83,188	17,878	26,276	30,673	6,690	675	996
国有企業	815	6	9	176	389	68	167
外資系企業	3,156	89	145	874	1,041	274	733
自営業者	2,913,907	291,390	-	-	-	-	-

(資料)ベトナム統計局

従業員数を見ると、2000年約354万人、2004年577万人と4年間で約1.6倍増と成っている。とくに民間企業の従業員数が、2000年から2004年の4年間で約2.3倍のびており、国営企業より民間企業での雇用が拡大している。(図表2-4-4)

図表 2-4-4 ベトナム、企業形態別・従業員

企業形態	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
総計	3,536,998	3,933,226	4,657,803	5,175,092	5,770,201
国営企業	2,088,531	2,114,324	2,260,306	2,264,942	2,249,902
民間企業					
合作	182,280	152,353	159,916	160,949	157,831
個人	236,253	277,562	339,638	378,087	431,912
有限会社	516,796	697,869	922,569	1,143,055	1,393,713
合資会社	113	56	474	655	445
非国営企業	43,588	87,509	139,913	206,266	307,497
民間企業	979,030	1,215,349	1,562,510	1,889,012	2,291,398
国営企業	61,872	114,266	143,899	160,879	184,050
外資系企業	407,565	489,287	691,088	860,259	1,044,851
自営業者	-	-	4,436,747	4,842,662	4,988,232

(資料)ベトナム統計局

民間企業を見ると、2000年以降に「企業法」が公布されてから、経営登録の簡素化、民間企業への諸規制の撤廃などにより、企業数が増加している。民間企業数は、2004年には83,188社と2000年の34,699社の2.4倍に拡大している(図表2-4-1)。民間企業の300人以下の中小企業は、2003年63,009社、2004年82,192社と30.4%増加、規模別では、2004年で50人未満が90%を占めている。(図表2-4-3、2-4-4)

図表 2-4-5 製造業の主な業種別企業数の構成(%)

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
製造業(企業数)	10,399	12,353	14,794	16,916	20,531
食料、食品	33.5	29.1	26.7	24.3	21.8
非金属鉱物	11.7	11.2	10.2	9.8	9.6
木工、竹製品	7.1	7.2	7.3	7	7.2
金属製品	6	7	8.4	9.3	10.4
家具類	5.1	6	6.2	7.2	7.2
繊維、アパレル	5.6	6.2	6.7	7.2	7.6
ゴム、プラスチック	4.5	5	5.4	5.4	5.7
化学品類	3.9	4.2	4.3	4.5	4.4

製造業では、2004年が2000年に比べ、約2倍増加しているが、全体に占める割合は22.4%と減少傾向にある。また、製造業の業種別企業数の推移を見ると、2004年で第1位が食料・食品(21.8%)、第2位は金属製品(10.4%)、第3位が非金属鉱物(9.6%)となっている。2000年から2004年にかけて、食料・食品の割合が

減少し、金属製品の割合が増加している。(図表 2-4-5)

自営業は 2004 年に約 291 万事業者あり、年々増加している。うち登録事業者が約 18 万事業者となっている。2010 年に向けて 50 万社に増やす計画(登録ベース)を立てている。(図表 2-4-1)

4. 中小企業政策

ベトナムの中小企業政策は、中小企業振興庁が設立されているが、活動は事業登録にとどまっており、金融や財政を通じての中小企業政策が未だ体系的に整備がされておかないのが現状である。

前掲の Decree 90/2001/CP-ND (ND 90) では、中小企業振興政策の骨子「中小企業発展支援の政令」が公表されているが、2002 年から開始し、現在は 5 ヵ年支援計画(2004~2008 年)が実施されている。現在、ベトナムの中小企業政策が効果的かつ有効性を発揮するよう、中小企業基本法や関連法規の制定も検討されている。(中小企業発展支援の政令)

第 1 章 一般的規定

第 1 条：目的

中小企業の発展は、経済・社会発展戦略、国の工業化、近代化の促進の中で、重要な任務である。国は、中小企業が創造的な積極性を発揮し、管理能力を高め、科学技術と人材を開発し、他の類型との連携を拡大し、経営効率と市場競争力を増大させ、生産・経営を発展させ、仕事を作り、勤労者の生活を向上させることを奨励し、促進する。

第 3 条：定義

独立した生産、経営基礎で、100 億ドン以下の認可資本をもつか、あるいは年平均 300 人以下の労働者数をもつ、合法的な認可を得た経営、など

第 4 条：適用対象

この政令は、企業法や国営企業法、合作法などに統括される企業も含まれる。

第 5 条：支援計画

国の中小企業支援計画は、中小企業のための特定目的の計画である。産業の発展や地方促進などに基づいて、支援計画は、毎年・5 ヵ年計画に配分される。その支援計画には、対象、産業別、地域別の特定の資格ある中小企業、支援内容、資源等が含まれる。

第 2 章 支援政策

第 6 条：投資の奨励

政府は、伝統的なものを含むいくつかの産業や、奨励された地域で投資する中小企業に、特定期間に適用される金融及び信用基準を通じた投資に対す

るサポートを行う。

第7条：中小企業保証基金の設立

中小企業信用保証基金は、中小企業の貸付に際して抵当や十分な担保がない中小企業の信用保証を提供するために設立される。

第8条：製造物件

第9条：市場と競争力

- ・ 関係省庁は、中小企業のために市場情報や商品価格、市場拡大等を手助けする指導や情報提供をする。
- ・ 地方局は、中小企業に、中小企業の市場を開拓できるように展示会、紹介、広告、マーケティングの支援を提供する。
- ・ 政府は、中小企業と他の企業の間で、製品、部品契約の生産協力や技術移転などの促進のために、産業の下請調整や連携強化を促進する。

第10条：輸出奨励

国は、外国企業との連携や市場の拡大のために、中小企業の輸出増加や良好な条件を作り出すように促進する。

第11条：情報、コンサルタント、人材育成について

- ・ 政府や関係省庁等では、中小企業に対して、中小企業支援機関との連携により広報やインターネットを通じて必要な情報を提供する。
- ・ 政府は、教育訓練支援プログラムを通して中小企業にコンサルテーションや人材育成を支援する。
- ・ 政府は、中小企業を補完するために、各種情報や相談、人材育成の見地から海外や国家組織等を奨励する。
- ・ 政府は、ビジネススタートアップの最初の段階で起業家を指導・訓練するインキュベーションの設立を促進する。

この規定を根拠に、各地域ブロック毎に起業家教育に関するセミナーを実施している。また、経営管理者教育では、経営戦略、マネジメント、生産管理、マーケティング等の教育も行っている。

技術支援は、北部と南部で中小企業技術支援センターを設置して、中小企業に技術支援を実施している。

第3章 中小企業促進組織

第12条 中小企業開発局の設置

計画投資省の直轄部局

第13条 中小企業開発局がもつ主要な責任と権限

中小企業振興活動で計画投資省の補助：開発政策の発展と実行、中小企業促進の法文、中小企業支援計画の開発を統合など、8つの項目が

提示されている。

- 第14条 中小企業開発局の組織的構成と活動の決まり
計画投資省が中小企業開発局の責任、権限、組織体制の詳細を明示する。
- 第15条 中小企業開発奨励評議会の設置
評議会は、大臣に中小企業開発支援政策と仕組みへの助言を提示する責任を負う。評議会のメンバーは、関係部局、地方局、商工会議所、専門家などで構成する。
- 第16条 中小企業技術支援センターの設置
ハノイ、ダナン、ホーチミンに当センターを設置する。センターは技術、設備改善、技術マネジメントや設備保全等のガイドライン提供などを行う。
- 第17条 地方での中小企業促進
地方の国民評議会は、中小企業促進活動の指示、政府が定めた規則等を実行するガイドラインの提供を実施するなど。
- 第18条 中小企業支援組織
政府は、中小企業支援計画を効率的、合理的に実行するために社会的組織や機関、業界団体など、中小企業支援組織の設置と統合を奨励

(青山 和正 経営支援情報センター シニアリサーチャー)

参考文献

第1編

- 関満博、池部亮、『ベトナム / 市場経済化と日本企業』、新評論 2006 年 6 月
- 窪田 光純 『図解 早わかり ベトナムビジネス』、日刊工業新聞社、2006 年 3 月
- 坂田正三、『2010 年に向けたベトナムの発展戦略』、アジア経済研究所、2006 年 10 月
- 石田暁恵、五島文雄、『国際経済参入期のベトナム』、アジア経済研究所、2004 年 12 月
- 国際協力銀行、中堅・中小企業支援室、『ベトナムの投資環境』、2005 年 3 月
- 片岡利昭、『ベトナム進出日系企業リスト完全収録 2005』、ヒスト ヒューマン、2005 年 7 月

第2編

< 第1章 ベトナムの WTO 加盟後の工業化と外国直接投資 >

- トラン・ヴァン・トウ (1999) 「アジアの産業発展と多国籍企業」『海外投資研究所報』(日本輸出入銀行) 第 25 巻第 2 号 (3 / 4 月号) pp. 27-56.
- トラン・ヴァン・トウ (2005a) 「東アジアにおける分業と FTA の新展開」馬田・浦田・木村編 『日本の新通商戦略』文真堂、第 9 章、pp.156-179.
- トラン・ヴァン・トウ (2005b) 「企業から見たベトナムの経済改革」『東アジアの視点』(国際東アジア研究センター) 第 16 巻 4 号 (12 月号) pp. 49-58.
- トラン・ヴァン・トウ / 松本那愛 (2006) 「ASEAN-中国の FTA: その意味とインパクトの考察」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第 25 号、2 月発行、pp.47-67.
- Tran Van Tho (2006), "FDI and Economic Development: The Case of Vietnam," in Urata, Shujiro, Kimura Fukunari and Chia Siow Yue, eds., *Multinationals, Economic Growth in East Asia: Foreign Direct Investment, Corporate Strategy and National Economic Development*, Routledge, New York, pp. 393-422.
- World Bank (2006), *Taking Stock: An Update on Vietnam's Economic Developments by the World Bank in Vietnam*, Consultative Group Meeting for Vietnam, Hanoi, December 14-15.

< 第2章 企業課税と租税インセンティブ : ベトナムへの示唆 >

- Bernardi, L. A. Frascini and P. Shome (2006) *Tax Systems and Tax Reforms in South and East Asia*, Routledge Taylor & Fransis Group: NY
- Bird, M., Richard (1996), *Why Tax Corporations?* Working Paper 96-02, Toronto: University of Toronto, International Centre for Tax Studies
- De Mooij, Ruud, A. and J.P. Ederveen (2003), 'Taxation and foreign direct investment: a synthesis of empirical research', *International Tax and Public Finance*, 10, pp. 673-693,

- Eaason, Alex (2001a), Tax Incentives for Foreign Direct Investment - Part I: Recent Trends and Countertrends, International Bureau of Fiscal Documentation, Vol. 55, No.7 pp.266-274
- Eaason, Alex (2001b), Tax Incentives for Foreign Direct Investment - Part II: Design Considerations, International Bureau of Fiscal Documentation, Vol. 55, No.8, pp.365-375
- Fletcher, Kevin (2002), Tax Incentives in Cambodia, Lao PDR, and Vietnam, Paper presented at the IMF Conference on Foreign Direct Investment: Opportunities and Challenges for Cambodia, Lao PDR, and Vietnam, Hanoi, Vietnam August 16-17
- Liem, Bui (2006) 'SME Development in Vietnam – Achievements and Challenges,' paper presented at the Vietnam-Japan Round-table Conference on SME Policy in Vietnam under the Impact of Globalization, Hanoi 31 August – 1 September 2006.
- Magnus Blomstrom, Ari Kokko (2003), The Economics of Foreign Direct Investment Incentives, NBER Working Paper, No. 9489
- McLure Jr. Charles (1999), Tax Holidays and Investment Incentives – A Comparative Analysis, International Bureau of Fiscal Documentation, Vol. 53, No.8/9, pp.326-339
- Mintz, Jack (1990), Corporate Tax Holidays and Investment, The World Bank Economic Review, Vol. 4 (1) pp.81-102
- Mintz, Jack (2004), 'The Changing Structure of Tax Policies for Foreign Direct Investment in Developing Countries,' Paper for the Andrew Young School's Fourth Annual Conference on Public Finance Issues in an International Perspective: The Challenges of Tax Reform in a Global Economy, May 24-25, 2004, The Andrew Young School of Policy Studies, Georgia State University
- OECD (2001) Corporate Tax Incentives for Foreign Direct Investment, OECD Tax Policy Studies, No.4,
- Shah, Answer (1995), Fiscal Incentives for Investment and Innovation, Oxford University Press, UK
- World Bank (2004) Viet Nam - Development Report 2005 - Governance, Vol. 1, Report No. 30462-VN
- Yui Yuji and Phan Hong Phuc (2006) Corporate Income Tax Reform in Vietnam, The Final Report of the Joint Research Program on the Vietnamese Tax System, March 2006, Tax Policy Department, Ministry of Finance, Socialist Republic of Vietnam and Policy Research Institute, Ministry of Finance, Japan
- Zee, Howell H, A, E, Asson, J. Issac, S. Shibasaki, and S.Wakefield (2004), VIETNAM:

- An assessment of the major taxes, August, 2004, IMF
- Zee, Howell H., Stotsky, Janet G., and Ley, Eduardo (2002), "Tax Incentives for Business Investment: A Primer for Policy Makers in Developing Countries," World Development, Vol. 30(9), pages 1497-1516.
- 'Knockback for localised FDI licensing lobby,' Vietnam Investment Review, No. 481/1-7 January 2001 p.1 and p.4
- 'SMEs fail to meet great expectations' 3 July 2004 , Vietnam News
(URL <http://vietnamnews.vnanet.vn/2004-07/02/Stories/14.htm>)
- 国際協力銀行 『ベトナムの投資環境』 国際協力銀行 中堅・中小企業支援室 2006年9月
- 小谷紘司 「ベトナム経済発展と中小企業」 『経済科学研究所紀要』 第32号 2002年 pp.193-210
- ジェットロ編著 『ベトナム投資ビジネス必携』 ジェットロ 2004年
- 中小企業基盤整備機構 『中小企業国際化支援マニュアル』 2006年3月
- 日本貿易振興機構(ジェットロ) ホームページ 「ベトナム」
(URL <http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/vn/>)
- 三井久明 「国営企業改革」『市場経済移行国ベトナムにおける諸問題と我が国の支援のあり方(財務省委嘱調査)』第2章 国際金融情報センター 平成17年2月
- 「フォーラム ベトナムの経済・財政・税制と企業進出の課題」『国際税制研究』 No. 8 pp. 22-58 2002年

<第3章 ベトナムにおける金融環境と邦銀の利用方法>

- 稲垣博史「WTO 加盟でベトナムはどう変わるか 対内直接投資は加速、一部地場企業は苦境に」, 2007年2月、みずほ総合研究所
- 奥雄太郎「急成長するインド、ベトナムの金融市場」『知的資産創造』2006年9月、野村総合研究所
- 環太平洋研究センター「カントリーレポート(ベトナム)」, 2006年3月
- 財団法人国際通貨研所 「ベトナムの国債市場整備にかかわる技術協力」, 2004年3月、財務省
- 在ベトナム日本国大使館「2005年ベトナム経済動向」, 2006年3月
- 三井住友銀行外国業務部 「アジア投資ガイド ベトナム」, 2006年4月
- 三井住友銀行企業調査部「調査レポート ベトナムの投資環境」, 2006年3月
- 三井住友銀行・日本総合研究所 「ベトナム投資情報」, 2006年8月
- 三菱東京UFJ銀行国際業務部 『投資ガイドブック ベトナム』, 2006年1月
- 三菱東京UFJ銀行ホーチミン支店・ハノイ支店 「ベトナム投資環境と日系企業動向」, 2006年8月

<第4章 ベトナムの中小企業政策>

「ベトナム経済発展と中小企業」小谷紘司著 「経済科学研究所紀要」2002年第32号
第131回経済科学研究所研究会「中小企業政策の国際比較」

日本大学経済学部経済科学研究所 2001年12月15日

「ベトナムにおける中小企業振興政策」酒井仁司、高田伸朗著 知的資産創造 / 2006年6
月号

「ベトナム投資環境」信金中央金庫 Vol.45(17-9)2006/3/29

ベトナム計画投資省産業局